

■19 設備

□太陽光発電システム

■特定調達品目及びその判断の基準

太陽光発電システム	1. 太陽電池モジュールのセル実効変換効率が、次の区分ごとの基準値以上								
	<table border="1"> <tr> <td>シリコン単結晶系太陽電池</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン多結晶系太陽電池</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td> <td>12.0%</td> </tr> </table>	シリコン単結晶系太陽電池	16.0%	シリコン多結晶系太陽電池	15.0%	シリコン薄膜系太陽電池	8.5%	化合物系太陽電池	12.0%
	シリコン単結晶系太陽電池	16.0%							
	シリコン多結晶系太陽電池	15.0%							
	シリコン薄膜系太陽電池	8.5%							
化合物系太陽電池	12.0%								
2. 太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報のウェブサイト等による開示 ※基本方針表 2 に記載									
3. 発電電力量等が確認できること									
4. 太陽電池モジュールは公称最大出力の 80%以上を最低 10 年間維持するよう設計・製造									
5. パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の 90%以上を 5 年以上維持するよう設計・製造									
6. 太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが 3 年以内									
7. 太陽電池モジュールは、環境配慮設計の事前評価が行われ、内容が確認できること									
* 太陽電池モジュールの表3は基本方針の「太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等」の表を指します。									

■配慮事項

- 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
- 来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。
- 設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。
- 特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。
- 太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。
- 重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 太陽光発電システムは、商用電源の代替として、10kW 以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムを対象とする。

【基準の解説】

- 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960:日本産業規格「太陽光発電用語」において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／(太陽電池セルの合計面積×放射照度)

太陽電池セルの合計面積＝1セルの全面積×1モジュールのセル数

放射照度＝1,000W/m²

※1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

【試験・検証方法】

- パワーコンディショナの「定格負荷効率」「部分負荷効率」はJIS C 8961:日本産業標準規格「太陽光発電用パワーコンディショナの効率測定方法」に準拠して算出する。
- 太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証については、JIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2 に加え、セルの形式に合わせて JIS C 61215-1-1～JIS C 61215-1-4 のうち一つに準拠するものとする。

【既存のラベル等との対応】

- エコマークでは、住宅用太陽光発電システム、構成部品としての太陽電池モジュール、パワーコンディショナのみを対象としている。

【参考情報】

- (一社)太陽光発電協会(太陽光発電の基礎知識や、設計・施工のポイント等の情報を掲載)
→ <http://www.jpea.gr.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 当該年度における基準を満たす物品の総設備容量とする(年間発電量ではないので注意)。
<参考>一般的には、システム量を1,000倍した数字が年間の発電量の概算となる。設備容量が3kWのシステムでは、年間約3,000kWhの発電量となる。

調達のポイント

- 関係府省においては、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)において、2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すとされていることを踏まえ、グリーン購入法の判断の基準を満たした太陽光発電システムを積極的に導入しましょう。
- 発電量の適正な把握・管理のため、調達時に確認した機器情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管しましょう。
- 太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討しましょう。
- 太陽光発電システムの導入に当たっては、併せて蓄電システムの導入について検討を行い、積極的に対応を図るよう努めましょう。
- 太陽光発電システムは、メーカーによって太陽電池の種類自体が異なり、同じ種類の太陽電池でも効率や形状などが異なります。設置に当たっては、太陽電池の特性、設置面積や設置条件等を勘案し、価格と発電効率、保証内容等を総合的に比較検討することが重要です。
- 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、再使用、再生利用に努めましょう。また、再使用、再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、適正な処理を行うことが必要です。
- 一般社団法人太陽光発電協会ホームページには公共・産業施設への導入手順等の情報が掲載されています。

参考

太陽電池モジュールの種類と特徴について

太陽電池モジュールは、研究開発段階のものを含めて多くの種類がありますが、実用化されているものとしては「シリコン系(結晶系、薄膜系)」「化合物系(CIS系、CdTe系)」に大別することができます。研究段階のものとしては、「化合物系(Ⅲ-V族系)」「有機系(色素増感、有機薄膜)」があります。設置条件、特徴を踏まえて、設置することが重要です。

実用化されている太陽電池モジュールの種類と特徴

種類			特徴
シリコン系	結晶系	単結晶	160～200 μ m程度の薄い単結晶シリコンの基板を用いる。シリコンの原子が規則正しく配列した構造で、変換効率が高い。製品の歴史が長く、豊富な実績を持っている。 モジュール変換効率:15～20% 特長:性能・信頼性 課題:低コスト化
	結晶系	多結晶	小さい結晶が集まった多結晶の基板を使用。単結晶に比べて変換効率は低いが安価に製造ができる。 モジュール変換効率:15～18% 特長:単結晶より安価 課題:単結晶より効率が低い
	薄膜系		アモルファス(非晶質)シリコンや微結晶シリコン薄膜を基板上に形成。薄くても発電可能。 モジュール変換効率:6～7%(アモルファス)、8～10%(多接合) 特長:大面積で量産可能 課題:効率が低い
化合物系	CIS系		銅・インジウム・セレン等を原料とする薄膜型 モジュール変換効率:11～18% 特長:省資源・量産可能・高性能の可能性 課題:インジウムの資源量
	CdTe系		カドミウム・テルルを原料とする薄膜型 モジュール変換効率:11～14% 特長:省資源・量産可能・低コスト 課題:カドミウムの毒性

出典:NEDO「再生可能エネルギー技術白書(第2版)」、一般社団法人太陽光発電協会「太陽光発電システムの設計と施工(改訂4版)」に基づき作成

□太陽熱利用システム

参考となる環境ラベル等：エコマーク



*エコマーク(No.154)認定品は、グリーン購入法に適合しています(一部製品を除く)。



*JIS マーク製品は、日集熱効率の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

太陽熱利用システム

1. 日集熱効率が下記の該当する要件を満たすこと。

集熱器の区分		日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上
空気	平板形	透過体付き	40%以上
		透過体なし	—
太陽光発電機能付き	—	—	10%以上

※空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値2のみとする。

2. 集熱器及び周辺機器に関する必要な表2の情報の開示

■配慮事項

- 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
- 集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。
- 設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。
- アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。
- 重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムが対象。

【基準の解説】

- 太陽熱利用システムの導入にあたっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。

【試験・検証方法】

- 「日集熱効率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量(集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が10K かつ日射量が20,000kJ/(m²・日)であるときの値をJIS A4112 に準拠して算出したもの)を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。

【既存のラベル等との対応】

- JIS A 4112:2020 で規定される「太陽集熱器」に適合する太陽熱利用システムは、日集熱効率の基準を満たす。

- エコマーク認定品(No.154)のうち、液体/空気集熱式集熱器を有するものは、判断の基準に適合している。

【参考情報】

- (一社)ソーラーシステム振興協会(Q&A に太陽熱利用システムに関する説明を掲載)
→ <http://www.ssda.or.jp/>
- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <http://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- 当該年度における基準を満たす物品の総集熱面積とする。

調達のポイント

- 集熱量の適正な把握・管理のため、調達時に確認した機器情報を、設備を廃棄するまで管理・保管しましょう。

□燃料電池

■特定調達品目及びその判断の基準

燃料電池

商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すもの

■配慮事項

○分解が容易である等、部品の再使用又は材料の再生利用が容易な設計であること。

■解説

【参考情報】

- 燃料電池実用化推進協議会
→ <http://fccj.jp/jp/aboutfuelcell.html>

調達実績のカウントに係る留意点

- 当該年度における総設備容量(kW)とする。

□生ゴミ処理機

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.125)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

生ゴミ処理機 | バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器

■配慮事項

- 材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
- 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。
- 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されること。

■解説

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <http://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- 生ゴミ処理機は、食堂運営受託者による導入を含めてカウントする。
- 実績集計表へは、「食堂事業者が設置」「自ら設置(購入/リース・レンタル(新規又は継続))」に分けて件数を記入する。

調達のポイント

- 可能な場合は、エコマーク認定品(No.125)を調達しましょう。

□エネルギー管理システム

■特定調達品目及びその判断の基準

エネルギー管理システム	建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点において可視化できるシステムであること。
-------------	--

■配慮事項

○設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。

■解説

【参考情報】

- エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について(平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)
→http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai35/pdf/enerugi_shindan.pdf

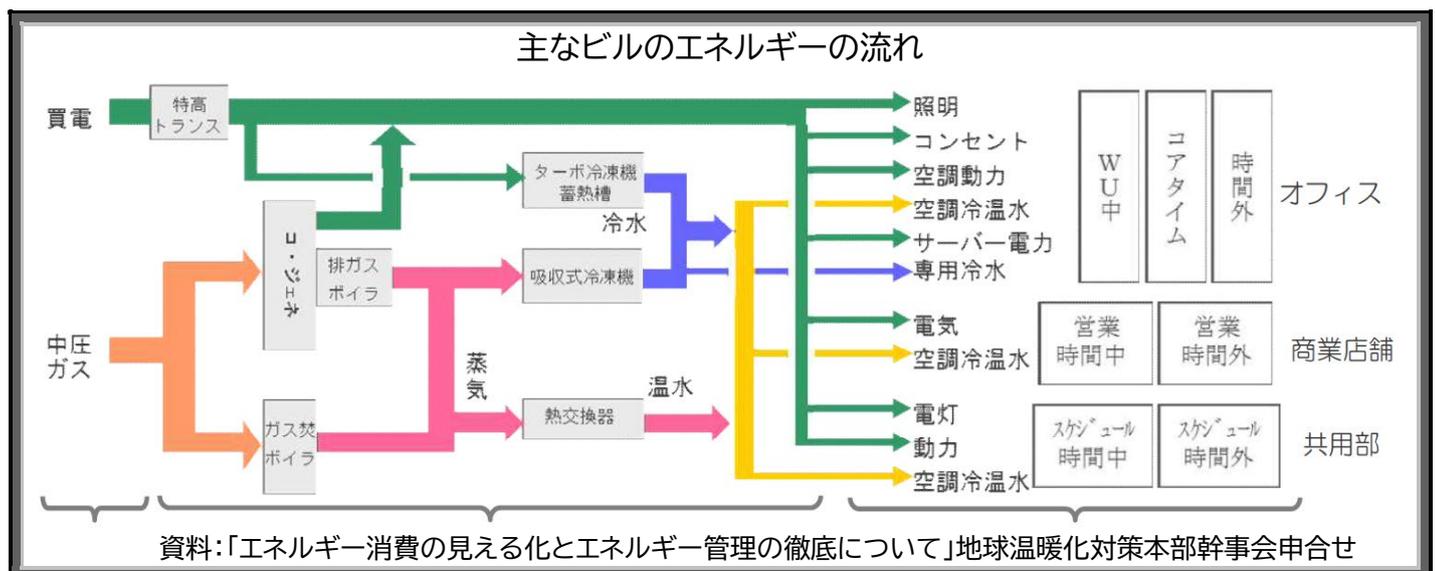
調達実績のカウントに係る留意点

- 当該年度に導入するエネルギー管理システムの件数をカウントする。

調達のポイント

- 関係府省においては、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和 3 年 10 月 22 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)を踏まえ、BEMS を率先的に導入する等、エネルギーの見える化やエネルギー消費の最適化を図り、庁舎の省エネの改善に取り組むことが求められています。

参考



□節水器具

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.158)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

節水器具

<共通事項>

1. 電気を使用しないこと。
2. 吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。

<個別事項>

以下の種類ごとの基準を満たすこと。

種類	条件等	吐水流量等の基準
節水コマ	ハンドル開度 120°	20%超 70%以下の吐水流量 (普通コマとの比較)
	ハンドル全開	70%以上 (普通コマとの比較)
定流量弁	ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下	<ul style="list-style-type: none"> • 適正吐水流量 8L/分 • 用途ごとの設置条件の明記 • 水栓 1 個に対応
泡沫キャップ	ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下	80%以下 (泡沫キャップなし同型との比較)
	ハンドル全開 水圧 0.1MPa	5L/分以上
流量調整弁	ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下	80%以下 (流量調整弁なしの同型との比較)
	ハンドル全開 水圧 0.1MPa	洗面所 : 5L/分 台所・調理場 : 5L/分 シャワー : 8L/分 用途ごとの設置条件の明記

■配慮事項

- 取替用のコマにあつては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。
- 使用用途における従前どおりの使用感であること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 節水、節湯を目的として製作した器具が対象。
- 「節水コマ」は、呼び径 13 の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとの取替が容易に行えるものであること。
- 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものを用いる。
- 「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。
- 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁を用いる。

【基準の解説】

- 普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
- 「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。

【試験・検証方法】

- 節水コマの吐水流量の試験方法は、JIS B 2061(給水栓)の吐水流量試験に準ずるものとする。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク認定品(No.158)はグリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <http://www.ecomark.jp/search/search.php>
- 一般社団法人日本バルブ工業会
→ <http://www.j-valve.or.jp/>
- 節湯水栓、節水水栓について(一般社団法人日本バルブ工業会)
→ <https://j-valve.or.jp/suisen/setuyu/>
- JIS 規格については、巻末の「2. 参考資料」を参照。

調達実績のカウントに係る留意点

- 集計にあたっては、調達個数でカウントする。
- 節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓等は、給水栓としてカウントする。

調達のポイント

- エコマークのついた製品を調達しましょう。
- 節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓等、後付けの器具でなく水栓自体を調達する場合は、給水栓の判断の基準が適用されます。

□給水栓

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No. 157)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

給水栓	次の要件を満たすこと。	
	給水栓の種類	給水栓の概要及び判断の基準等の概要
	節水コマ内蔵水栓	節水を目的とした節水コマを内蔵した水栓 ア. ハンドルを 120 度を開いた場合に普通コマ比で 20%超 70%以下の吐水量 イ. ハンドルを全開の場合に普通コマ比で 70%以上の吐水量 ウ. 電気を使用しないこと
	定流量弁内蔵水栓	弁の入口又は出口側の圧力変化によらず、常に流量を一定に保持する流量弁のうち、流量設定が固定式のを内蔵した水栓 ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧においてハンドル開度全開で適正吐水流量 8L/分以下 イ. 水量的に用途に応じた設置できるよう、用途ごとの設置条件を説明書に明記 ウ. 電気を使用しないこと
	泡沫機能付水栓	水流にエアーを混入することにより節水する水栓 ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧においてハンドル(レバー)開度全開で泡沫キャップなしの同型の水栓の 80%以下 イ. 水圧 0.1MPa 以上、ハンドル(レバー)開度全開で 5L/分以上の吐水流量 ウ. 電気を使用しないこと
	時間止め水栓	設定した時間に達すると自動的に止水する水栓 ア. 設定した時間に達すると自動的に止水 イ. 右の性能を有する $ (設定時間 - 実時間) / 設定時間 \leq 0.05$
	定量止め水栓	設定した所定の水量で自動的に止水する水栓 ア. 右の性能を有する $ (設定止水量 - 実吐水量) / 設定吐水量 \leq 0.2$ イ. 電気を使用しないこと
	自動水栓(自己発電機構付)	光学式等のセンサー、電磁弁等を組み込み、自動的に開閉する給水栓のうち、自己発電機構により作動するもの ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触で自動で吐水、手を遠ざけた際に自動で止水。止水までの時間は 2 秒以内 イ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧で吐水流量が 5L/分以上 ウ. 単相交流の外部電源が不要で、自己発電機構を有する

給水栓の種類	給水栓の概要及び判断の基準等の概要
自動水栓 (AC100V タイプ・乾電池式)	光学式等のセンサー、電磁弁等を組み込み、自動的に開閉する給水栓のうち、AC100V 電源又は乾電池により作動するもの ア及びイの要件は自動水栓(自己発電機構付)と同じ
手元止水機構を有する水栓(節湯 A1)	使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる節湯水栓(シャワー一部を含む) ア. 吐水切替機能、流量及び温度の調整機能から独立して吐水・止水操作が可能 イ. ボタン、センサー等のスイッチにより使用者の操作範囲内で吐水・止水操作のみが可能
小流量吐水機構を有する水栓(節湯 B1)	小流量吐水性能を有する節湯水栓(シャワー一部を含む)【要件はア又はイいずれか】 ア. 流量中に空気を混入させる構造を持たないものは吐水力 0.6N 以上 イ. 流量中に空気を混入させる構造を持つものは吐水力 0.55N 以上
水優先吐水機構を有する水栓(節湯 C1)	意図しない操作による湯の使用を削減する節湯水栓【要件はア～ウいずれか】 ア. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造 イ. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平かつレバーハンドルが水平から上方 45 度までの角度で湯が吐出しない構造 ウ. 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造

■配慮事項

○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 各水栓の定義は、上記表の概要のとおり。
- 「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓又はシングル湯水混合水栓のいずれかであって、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり、湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。
- 「サーモスタット湯水混合水栓」とはあらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあつた場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓。
- 「ミキシング湯水混合水栓」一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓。
- 「シングル湯水混合水栓」一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓。

【試験・検証方法】

- 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。
- 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。

- 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク認定品 No.157)はグリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <http://www.ecomark.jp/search/search.php>
- 一般社団法人日本バルブ工業会
→ <http://www.j-valve.or.jp/>
- 節湯水栓、節水水栓について(一般社団法人日本バルブ工業会)
→ <https://j-valve.or.jp/suisen/setuyu/>
- JIS 規格については、巻末の「2. 参考資料」を参照。

調達実績のカウントに係る留意点

- 集計にあたっては、各品目等の調達個数でカウントする。

調達のポイント

- エコマークのついた製品を調達しましょう。
- 水道直圧式(瞬間式)のガス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があるため性能に留意して調達しましょう。

節水水栓・節湯水栓について

節水水栓は、都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)に基づき規定された「低炭素建築物認定基準」の「節水に資する水栓」に該当するもので、公益財団法人日本環境協会のエコマーク認定を取得した水栓、または同等以上の節水性能を有する水栓です。

節湯水栓は、「建築物エネルギー消費性能基準」及び「低炭素建築物認定基準」では、シングル湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓、サーモスタット湯水混合水栓のいずれかで、下表の「節湯A1」、「節湯B1」、「節湯C1」のいずれかの種類に当てはまるものとして規定しています。

下表の節湯水栓の給湯量の削減率は、台所・洗面水栓は従来型の吐水量を 6L/分、浴室シャワー水栓は従来型を 10L/分とし、これらとの比較によるものとなっており、「建築物エネルギー消費性能基準」と「一般社団法人日本バルブ工業会自主基準」とでは、対象となる節湯種類及びその定義が異なります。

基準名	建築物エネルギー消費性能基準※ ¹	(一社)日本バルブ工業会自主基準※ ²
節湯水栓の定義	節湯水栓の構造を有するものまたは適合条件を満たすもの	(一社)日本バルブ工業会にて定められた節湯水栓のモニター方法にて、削減基準を満たしているもの
節湯種類と効果	手元止水機構 節湯 A1 台所水栓:9%削減 浴室シャワー水栓:20%削減	節湯 A 台所水栓:9%削減 浴室シャワー水栓:20%削減
	小流量吐水機構 節湯 B1 浴室シャワー水栓:15%削減	節湯 B 台所水栓:17%削減 浴室シャワー水栓:15%削減
	水優先吐水機構 節湯 C1 台所水栓:9%削減※ ³ 洗面水栓:9%削減※ ³	
	節湯種類組み合わせ 節湯 A1 節湯 B1 浴室シャワー水栓:32%削減 節湯 A1 節湯 C1 台所水栓:17%削減※ ³	節湯 AB 台所水栓:24%削減 浴室シャワー水栓:32%削減
その他組み合わせ削減効果	節湯 C1 節湯 B 台所水栓:24%削減※ ³	節湯 A1 節湯 C1 節湯 B 台所水栓:31%削減※ ³

※1 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)」の「エネルギー消費性能基準(平成 28 年省エネ基準)」における節湯水栓の定義を引用。

※2 平成 28 年度まで、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)」の「住宅事業建築主の判断の基準」に採用されていた節湯型機器の定義を引用。

※3 節湯 C1 の削減率は地域によって異なり、上記の削減率は東京が含まれる「地域 6」の値。地域別の削減率は右の表を参照。

注:2ハンドル湯水混合水栓は、他の形式に比べ湯温度調整が困難であるために無駄な湯水の消費が増えるとされているため、本基準で対象外とする。

注:各節湯水栓の削減率は、(国研)建築研究所 平成 28 年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術資料(住宅)における、「エネルギー消費性能の算定方法」より引用。

<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html#2-2>

節湯 (C1) の地域別削減率

地域区分	節湯 (C1) 削減率	節湯 (A1) + (C1)	節湯 (C1) + (B)	節湯 (A1) + (C1) + (B)
地域1	1%	10%	18%	25%
地域2	1%	10%	18%	25%
地域3	3%	12%	19%	27%
地域4	3%	12%	19%	27%
地域5	7%	15%	23%	30%
地域6	9%	17%	24%	31%
地域7	11%	19%	26%	33%
地域8	29%	35%	41%	46%

出典:一般社団法人日本バルブ工業会

□日射調整フィルム

参考となる環境ラベル等:



* 日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品はグリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

日射調整フィルム	<ol style="list-style-type: none"> 1. 遮蔽係数 0.7 未満かつ可視光線透過率 10%以上 ※可視光線透過率 70%以上の場合は、遮蔽係数 0.8 未満で可とする 2. 熱貫流率 5.9W/m²・K 未満 3. 日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている 4. 貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要 5. 上記について、ウェブサイト等により容易に確認できる、又は第三者により客観的な立場から審査されている 6. 適切な施工に関する情報の開示
----------	--

■配慮事項

- 遮蔽係数が可能な限り低いものであること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 対象は、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。

【基準の解説】

- 遮蔽係数(SC 値)とは、3mm の透明板ガラスの透過、及び再放射による室内流入熱量を 1.00 として、太陽光線の流入熱量を表す数値。遮蔽係数の数値が低いほど遮蔽効果が高く、夏季の冷房効果が高くなる。
- 可視光線透過率(VLT)とは、人間の目に光として感知できる電磁波が透過する割合をいい、可視光線透過率が高いほど採光性が高くなり室内を明るく保つことができる。反対に透過率が低くなるほど、室内は暗くなり、眩しさ、日差しを緩和する効果がある。
- 熱貫流率(U-Value)とは、内外の温度差を 1 とした場合、面積 1 m²あたり 1 時間にどれだけの熱が流れるかを表す数値。3mm の透明板ガラスの熱貫流率(5.9)未満であることが要件で、値が低いほど、断熱効果が高く暖房熱の放出を防ぐ。
- 耐候性は、JIS A 5759 に規定される試験方法により 1,000 時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準①に示されたものから±0.10 の範囲であること。

【試験・検証方法】

- 日射調整フィルムの遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測及び日射調整性能の耐候性の確認は、JIS A 5759:日本産業規格「建築窓ガラス用フィルム」に規定された試験による。

【既存のラベル等との対応】

- 日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品は、グリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- 日本ウインドウ・フィルム工業会 グリーン購入法日射調整フィルムの判断の基準を満たした製品
→ <http://www.windowfilm.jp/winfilm/green.html>

調達実績のカウントに係る留意点

- 基準を満たす物品の総面積(m²)とする。

調達のポイント

- 判断の基準は、冷房負荷低減効果を期待したものです。冷暖房ともに考慮した場合の年間を通じた環境負荷低減効果は、フィルムの機能・性能や建物の立地条件等により異なるため、フィルムメーカー等により開示された情報を確認した上で貼付することが必要です。
- 遮蔽係数が低いほど遮蔽効果が高く、夏季の冷房負荷低減効果が高くなりますが、一般的には遮蔽係数が低いほど可視光線透過率も低くなるため部屋が暗くなります。照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高い製品を選択しましょう。
- 熱貫流率の数値が低いほどガラスを伝わって熱が外へ逃げるのを低減する断熱効果があり、暖房の省エネ効果が期待できます。
- ミラータイプのもの(可視光線透過率が低いもの)は、周辺の建物等に影響を及ぼすことがあるため注意が必要です。電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮しましょう。
- 第三者機関(一般財団法人建材試験センター等)により効果が実証されていることを確認しましょう。
- ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム 1・2 級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者に施工を委託しましょう。
- 日本ウインドウ・フィルム工業会 HP には、グリーン購入法適合品の一覧が掲載されています。

参考

日射調整フィルムの選び方

●日射調整フィルムの施工に適した建物は？

日射調整フィルムは、建築物の窓ガラスに貼付することにより室内の冷房効果を高める日射遮蔽の機能を持ったフィルムです。特に、開口部から太陽の日射が入ってくる環境で、かつ、東面・西面・南面に開口部が面している建物には効果を発揮します。

●フィルムの種類は？

窓ガラス用フィルムは、日射調整、飛散防止、紫外線防止、防犯、装飾等様々な目的で用いられます。日射調整フィルムには、透明タイプ、ミラータイプ等があり、ミラータイプは可視光線透過率が 50%程度以下のもので、日中外から見ると鏡のようになります。可視光線透過率 50%以上であれば、室内が暗くなった感じはしないといわれています。

●貼付するフィルムの性能による違いは？

室内の冷房効果を高めることが主な目的である場合は、遮蔽係数が低く、可視光線透過率の低いフィルムが適しています。ただし、可視光線透過率が低いものは室内が暗くなることから、日中窓際の照明を切ると適切な照度が確保できない場合があります。照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを選択することが望ましいといえます。

●ガラスの熱割れとは？

日光の直射を受けると、ガラス中心部の温度が上がり、ガラス周辺部のサッシ内部や影になっている部分の温度は低温のままとなります。高温となった中心部が熱で膨張し、一方で低温部が硬直した状態となる為、ガラス周辺部に引張応力が発生します。ガラスのエッジ強度を越える引張応力が発生すると熱割れを起こすこととなります。施工にあたっては、建築フィルム 1、2 級技能士の資格を有する技術者に依頼するとよいでしょう。

□テレワーク用ライセンス

■特定調達品目及びその判断の基準

テレワーク用ライセンス	インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。
-------------	--

■配慮事項

- テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方をいい、勤務場所により、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイル型テレワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス等での勤務)に大別される。

【基準の解説】

- テレワークの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、事務所等において使用するエネルギー等に対し、増加が見込まれる環境負荷としては家庭や拠点施設において使用するエネルギー等があげられ、これらの増減を比較して、環境負荷低減効果を算定することが望ましい。

【参考情報】

- 総務省「テレワークの推進」
→ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/
- 一般社団法人日本テレワーク協会
→ <https://japan-telework.or.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 基準を満たす総調達件数(ライセンス数)をカウントする。

調達のポイント

- テレワークの導入前後における環境負荷低減効果の確認は配慮事項となっていますが、導入することによってエネルギー消費等の環境負荷の増大を招かないよう、発注時に十分に検証を行うことが重要です。
- テレワークを導入して効果的な節電を図っていくためには、テレワーク実施と合わせて、各施設や職員等の自宅においても、取組・工夫が求められます。

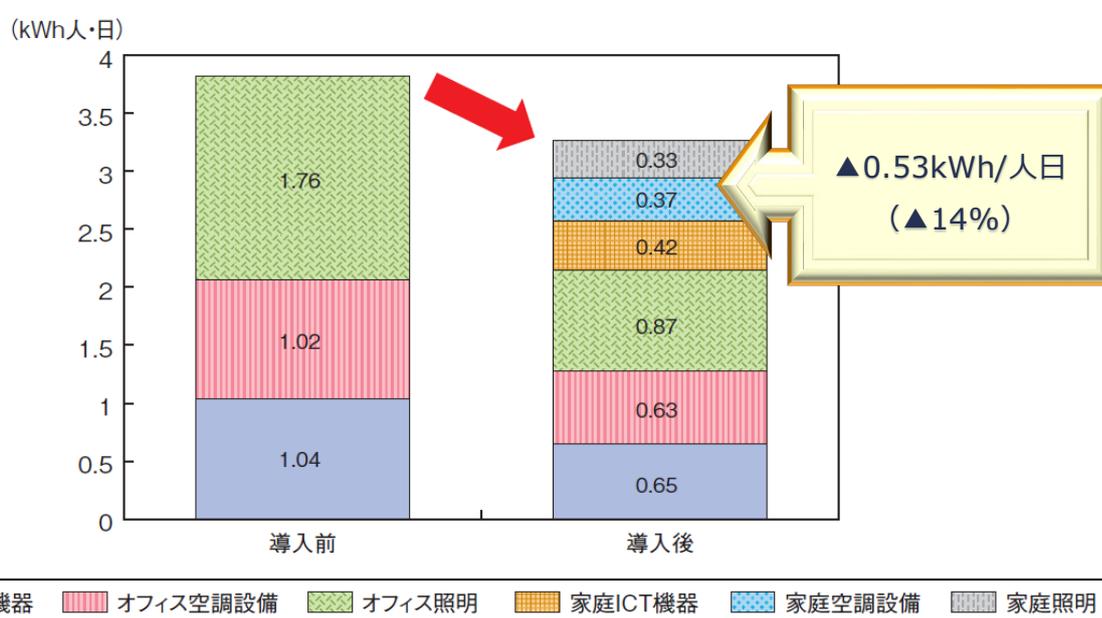
参考

テレワークによる環境負荷の低減

ICT(情報通信技術)を活用したテレワークにより、移動に伴う環境負荷の低減やオフィスのエネルギー等の削減が見込まれることが従前から提唱されています。

例えばテレワーク(在宅勤務)導入により消費電力量が1人当たり0.53kWh削減(14%削減。オフィス・家庭合算)されると試算(総務省「テレワークによる電力消費量・コスト削減効果の試算について」(平成23年5月))され、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも積極的な活用が求められます。

テレワークの導入により、通勤のための移動に伴うエネルギーやオフィスの電力、紙の使用量が削減される一方で、各家庭でのエネルギーが増加する場合もあることから、各施設においてフロア単位、ビル単位/日単位・半日単位でのテレワークの実施、フリーアドレス制の導入による執務スペースの集約、電力消費ピーク時間帯を避けた勤務や職員の自宅の空調・照明等の節電、住宅の省エネ化の推進等の取組や工夫が必要となります。



図出典:平成23年版情報通信白書

□Web 会議システム

■特定調達品目及びその判断の基準

Web 会議システム	<ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 2. 他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。
------------	---

■配慮事項

- ウェブ会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。
- オンライン名刺交換機能が導入できること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 「Web 会議システム」とは、インターネットを介して音声や映像、メッセージなどのコミュニケーション機能及び資料やデスクトップを共有するための機能を統合した、ブラウザで利用できる会議等を行うためのシステムをいう。

【基準の解説】

- Web 会議システムの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、紙資源の削減(ペーパーレス化)等があげられる。

調達実績のカウントに係る留意点

- 基準を満たす総調達件数(システム数)をカウントする。

調達のポイント

- システムの導入にあたって、各機関は、機器の導入に伴うエネルギー使用量の増大、システムの使用頻度、人数、他の機関との相互利用性について検証し、環境負荷増大を招かぬよう留意しましょう。

■20 災害備蓄用品

□飲料水・食料(災害備蓄用品)

■特定調達品目及びその判断の基準

災害備蓄用飲料水	1. 賞味期限が5年以上 2. 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
アルファ化米 保存パン 乾パン	1. 賞味期限が5年以上 2. 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
レトルト食品等	1. 賞味期限が5年以上 2. 賞味期限が3年以上かつ容器等の回収 3. 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
栄養調整食品 フリーズドライ食品	1. 賞味期限が3年以上 2. 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載

■配慮事項

<災害備蓄用飲料水>

- 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
- 容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。
- 使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。

<食料>

- 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 飲料水・食料は、災害用に長期保管する目的で調達するものを対象とする。
- 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
- 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。

【基準の解説】

- 飲料水・食料については、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等は、製品(個装パッケージ)及び梱包用外箱(段ボール等)に記載されていることとする。ただし、原材料名の記載については、梱包用外箱には適用しない(段ボールには原材料名まで記載する必要はない)。

【参考情報】

- PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について
→ <http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>
- PET ボトルリサイクル推進協議会「推奨マーク認定製品」
→ <http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/index.html>
- 公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会
→ <http://www.jca-can.or.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外する。

調達のポイント

- 災害備蓄用の飲料水、食料は、保管場所を勘案し、賞味期限内の品質が担保されることを確認した上で、調達を行いましょう。
- ボトル入り飲料水の調達にあたっては、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品が無償提供できる「フリーバンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用について検討しましょう。
- 当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築しましょう。
- 納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討しましょう。

□生活用品・資材(災害備蓄用品)

参考となる環境ラベル等

エコマーク



*エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合していません(毛布、作業手袋、テント、ブルーシート)。

PET ボトルリサイクル推奨マーク



*上記マーク品は、再生 PET 配合率 25%以上の判断の基準を満たしています(繊維関連製品)。

■特定調達品目及びその判断の基準

毛布、作業手袋、 テント、ブルーシート	※インテリア寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品の項を参照																							
一次電池 (単1形～単4形)	1. アルカリ相当以上のもの(マンガン電池でないもの) (JIS マーク製品) 2. 使用推奨期限が5年以上																							
非常用携帯燃料	1. 品質保証期限が5年以上 2. 名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造社名等の記載																							
携帯発電機	1. 排出ガスがエンジンの種別ごとの下記の基準値以下 ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機(天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。) <table border="1" data-bbox="550 1164 1423 1438"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排気量の区分</th> <th colspan="2">排出ガス基準値(g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>HC+NOx</th> <th>CO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66cc 未満</td> <td>50</td> <td rowspan="4">610</td> </tr> <tr> <td>66cc 以上 100cc 未満</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>100cc 以上 225cc 未満</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>225cc 以上</td> <td>12.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の G2 モードによる。</p> イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機 <table border="1" data-bbox="550 1550 1216 1688"> <thead> <tr> <th colspan="3">排出ガス基準値(g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>NMHC+NOx</th> <th>CO</th> <th>PM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5</td> <td>8</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。</p>	排気量の区分	排出ガス基準値(g/kWh)		HC+NOx	CO	66cc 未満	50	610	66cc 以上 100cc 未満	40	100cc 以上 225cc 未満	16.1	225cc 以上	12.1	排出ガス基準値(g/kWh)			NMHC+NOx	CO	PM	7.5	8	0.4
排気量の区分	排出ガス基準値(g/kWh)																							
	HC+NOx	CO																						
66cc 未満	50	610																						
66cc 以上 100cc 未満	40																							
100cc 以上 225cc 未満	16.1																							
225cc 以上	12.1																							
排出ガス基準値(g/kWh)																								
NMHC+NOx	CO	PM																						
7.5	8	0.4																						
非常用携帯電源	1. 電気容量が100Wh以上であること 2. 保証期間または使用推奨期限が5年以上であること																							

■配慮事項

<一次電池・非常用携帯燃料>

- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<携帯発電機>

- 燃料消費効率が可能な限り高いものであること。
- 使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。
- 製品の小型化及び軽量化が図られていること。
- 製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<非常用携帯電源>

- 分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 一次電池は、我が国における形状の通称「単 1 形」「単 2 形」「単 3 形」又は「単 4 形」。
- 携帯発電機は、発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動発電機。
- 非常用携帯電源は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源。マグネシウムや亜鉛を利用したものがある。

【試験・検証方法】

- ガソリンエンジン搭載発電機の排出ガス測定方法は JIS B 8008-4 の G2 モード、ディーゼルエンジン搭載発電機の排出ガス測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。
- 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法(平成 9 年建設省告示第 1537 号)」による。

【参考情報】

- PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について
→ <http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>
- PET ボトルリサイクル推進協議会「推奨マーク認定製品」
→ <http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/index.html>
- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <http://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外する。
- 毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

調達のポイント

- 各物品の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築しましょう。
- 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討しましょう。
- エコマーク認定基準があるものについては、エコマーク商品を優先して調達しましょう。

■ 21 役務

□ 省エネルギー診断

■ 特定調達品目及びその判断の基準

省エネルギー診断	省エネルギー診断に係る技術資格者が、設備の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査分析し、省エネ対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法の提案がなされること。
----------	--

■ 解説

【対象範囲・定義】

- 庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量その他必要な項目の調査・分析の委託。

【基準の解説】

- 当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる。
- 技術資格者は、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、技術士(建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境)、エネルギー管理士、建築設備士、電気主任技術者又はこれと同等の技能を有するものとする。
これと同等の技能を有するものとして、省エネルギーセンターが認定する「エネルギー診断プロフェッショナル」、エコチューニング推進センターが認定する「第一種エコチューニング技術者」等が該当する。
- 省エネルギー対策に係る提案は、下記の項目とする。
 1. 過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
 2. 設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
 3. 設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
 4. 運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
 5. 設備・機器の導入、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

【参考情報】

- 省エネ・節電ポータルサイト
→<https://www.shindan-net.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 目標として、省エネルギー診断の総件数及び対象となりうる施設等の具体的範囲を示す。

調達のポイント

- 省エネ診断は、電力だけではなく、ガス、燃料、熱などエネルギー全般について幅広く診断するサービスです。具体的には、工場・ビル等における燃料や電気の使い方、より効率的な機器の導入、適切な運転方法の見直し、エネルギー合理化につながる適切な設備管理、保守点検、エネルギーロスに関する事項、温度、湿度、照度等の適正化など様々な観点から診断ができます。

□印刷

グリーンプリンティング 認定制度	エコマーク	NL マーク	バタフライロゴ
 <p>GREEN PRINTING JFPI P-210001 この印刷製品は、環境に配慮した 原料と工場で製造されています。</p>		 <p>印刷インキ工業連合会</p>	 <p>WaterlessTM Printing. Naturally.</p>
<p>*グリーンプリンティング認定工場は、印刷工程に係る基準を満たしています。</p>	<p>*エコマーク認定品(紙製の印刷物)は、グリーン購入法の印刷の用紙及び印刷工程の基準を満たしています。</p>	<p>*NL マークは、インキの化学安全性の基準を満たしています。</p>	<p>*水なしオフセット印刷で印刷した印刷物に記載できるマークです。</p>

■特定調達品目及びその判断の基準

印刷	【オフセット印刷・デジタル印刷共通事項】												
	<ol style="list-style-type: none"> 判断の基準を満たす情報・印刷用紙の使用(冊子の表紙は除く) (総合評価値 80 以上) リサイクル適性 A ランクの内紙、インキ等の資材の使用 ※印刷物の用途・目的からその他のランクの内紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載 印刷物へのリサイクル適性の表示 ※納入事業者が資材確認票の提出を求められること等により確認 印刷工程における環境配慮の実施 												
	【個別事項】 <オフセット印刷> <ol style="list-style-type: none"> バイオマス含有インキの使用(植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキ) NL 規制(印刷インキ工業連合会)適合インキの使用 <デジタル印刷> <ul style="list-style-type: none"> 化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用 												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">印刷方式等</th> <th>化学安全性の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>オフセット印刷</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> NL 規制適合 SDS を備えている </td> </tr> <tr> <td>デ ジ タ ル 印 刷</td> <td>電子写真方式 (乾式トナー)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 次の物質の意図的添加がない RoHS 指令物質、EU の R フレーズ物質 危険シンボル、アゾ基着色剤 Ames 試験で陰性である SDS を備えている </td> </tr> <tr> <td></td> <td>電子写真方式 (湿式トナー) インクジェット方式</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> NL 規制適合または RoHS 指令適合 SDS を備えている </td> </tr> </tbody> </table>	印刷方式等		化学安全性の定義		オフセット印刷	<ol style="list-style-type: none"> NL 規制適合 SDS を備えている 	デ ジ タ ル 印 刷	電子写真方式 (乾式トナー)	<ol style="list-style-type: none"> 次の物質の意図的添加がない RoHS 指令物質、EU の R フレーズ物質 危険シンボル、アゾ基着色剤 Ames 試験で陰性である SDS を備えている 		電子写真方式 (湿式トナー) インクジェット方式	<ol style="list-style-type: none"> NL 規制適合または RoHS 指令適合 SDS を備えている
印刷方式等		化学安全性の定義											
	オフセット印刷	<ol style="list-style-type: none"> NL 規制適合 SDS を備えている 											
デ ジ タ ル 印 刷	電子写真方式 (乾式トナー)	<ol style="list-style-type: none"> 次の物質の意図的添加がない RoHS 指令物質、EU の R フレーズ物質 危険シンボル、アゾ基着色剤 Ames 試験で陰性である SDS を備えている 											
	電子写真方式 (湿式トナー) インクジェット方式	<ol style="list-style-type: none"> NL 規制適合または RoHS 指令適合 SDS を備えている 											

■配慮事項

- 印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。
- デジタル化(DTP、CTP、DDCP 方式)の採用により廃棄物が削減されていること。
- 揮発性有機化合物(VOC)の発生抑制に配慮されていること。
- インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。
- 印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が抑制されていること。
- 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
- バージンパルプの持続可能性が確認されていること。
- 間伐材等パルプ利用割合が可能な限り高いものであること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 「印刷」の対象は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類(封筒、けい紙、起案用紙等)等、他の品目として調達する場合は印刷役務の対象から除く。
- 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを被写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式。
- 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式。
- 「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については適用しない。
 - A ランクのみ材料を使用する場合は、「印刷用の紙にリサイクルできます」
 - A 又は B ランクのみ材料を使用(ア. の場合を除く)する場合は「板紙にリサイクルできます」
 - C 又は D ランクのみ材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
 ※なお、製本加工したカレンダーで、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。

【基準の解説】

- 「芳香族成分」とは、JIS K 2356-1～6:日本産業規格「石油製品—成分試験方法」に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
- 平成 27 年度より、デジタル印刷を行う場合に使用するインキ類が古紙リサイクル適性ランクリストに定められ、当該リストにおいて「リサイクル対応型ドライトナー」はリサイクル適性 A と評価することが可能となった。
- 植物由来の油を含有したインキの植物由来の油含有率基準は下表のとおり。各種 UV インキは、VOC 成分が 3%未満かつリサイクル対応型 UV インキであることをもって、判断の基準<個別事項>①アの基準に相当するものとみなす。

バイオマス含有したインキの基準

インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合	参考:植物油インキメーカーの植物由来の油含有比率基準値
枚葉インキ	30%以上	30%以下	20%以上
オフ輪インキ	20%以上	45%以下	ノンヒートオフ輪 30%以上
金インキ(枚葉・オフ輪)	10%以上	25%以下	金・銀・パール・白インキ 10%以上
新聞インキ(ノンヒートオフ輪)	30%以上	30%以下	新聞オフ輪 30%以上
油性ビジネスフォームインキ	30%以上	30%以下	20%以上

※インキには、OP ニス及びメジウムを含む。

【既存のラベル等との対応】

- 「インキグリーンマーク」のついたインキは、オフセット印刷用インキに係る判断の基準を満たしている。グリーン購入法では、インキグリーンマークの「★★★」「★★」「★」の認定基準のうち、「★」の基準値を設定している。ただし、UV インキは「★★」レベルの基準である。
- 「NL 規制適合」のインキは、オフセット印刷用インキの化学安全性の基準を満たしている。
- グリーンプリンティング(GP)認定工場は、印刷工程に係る判断の基準を満たしている。
- オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の環境に配慮した湿し水及び環境に配慮した洗浄剤については、グリーンプリンティング資機材認定制度において公開されている情報が参考となる。

【参考情報】

- (一社)日本印刷産業連合会
→ <http://www.jfpi.or.jp/>
- リサイクル対応型印刷物について
→ http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html
- 古紙リサイクル適性ランクリスト規格
→ http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/file/201409recycle_list.pdf
- グリーンプリンティング認定制度
→ <http://www.jfpi.or.jp/greenprinting/index.html>
- 印刷インキ工業会連合会
→ <http://www.ink-jpima.org/index.html>
- (一社)日本 WPA(バタフライロゴの使用について)
→ https://www.waterless.jp/jwpa/jwpa_butterfly/
- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <http://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- 総調達量及び特定調達物品等の調達量は、契約件数でカウントする。
- 他の役務の一部として発注される印刷(調査業務における報告書等)についても、本項の判断の基準を適用する。
- 事務用封筒、けい紙等への印刷を含めた物品発注を行う場合、文具類として調達する場合は文具類の判断の基準、印刷として調達する場合は印刷の判断の基準を適用する。ただし、文具类等、他の品目として調達を行う場合であっても、可能な限り印刷役務の判断の基準を満たすことが望ましい。

調達のポイント

- リサイクル適性に配慮した印刷物の製作に努め、印刷物にはリサイクル適性を表示しましょう。製作にあたっては「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」(日本印刷産業連合会作成)が参考になります。
- 印刷物の必要な部数・量を適正に見積もり、必要以上に発注しないことが環境負荷低減につながります。また、小部数印刷やバリエブル(可変)印刷を行う際には、コスト・環境負荷を勘案した上で、デジタル印刷の採用について検討しましょう。
- 校正の際には、デジタル校正を行いましょう。本機校正(実際に印刷する機械を使用した校正)を行うとインキ、洗浄剤、版の使用に伴い VOC が発生します。デジタル校正ではソフトウェア等を活用することにより、編集前後の照合によって画像の違いを判別することができ、校正に伴う VOC の発生を抑制することができます。
- 使用される用紙、インキ類、加工資材等のリサイクル適性を確認するために、納入事業者には資材確認票の提出を求めましょう。また、オフセット印刷及びデジタル印刷の各工程に係る基準の実施状況は、表 4 のチェックリストを参考に確認を行いましょう。

- 古紙リサイクル適性ランクリストに記載のない資材等を使用する場合は、判断の基準の共通事項②及び③については適用除外されます(その場合は資材確認票の「リサイクル適性ランク」の欄には「ランク外」と記載)。
- 印刷に係る判断の基準への適合確認にあたって使用する資材確認票及び印刷工程の環境配慮チェックリストの書式は、グリーン購入法のホームページからダウンロードが可能です。
掲載 URL:
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>
- 「古紙リサイクル適性ランク」の識別表示データについては、日本印刷産業連合会のホームページより、ダウンロードができます。
- 「グリーン購入法.net」(環境省)では、印刷用紙の判断の基準を満足する製品に関する情報を掲載しています。総合評価値の内訳の情報等は、各メーカー、販売事業者等のホームページ等で確認することができます。

詳細情報

リサイクル適性の表示方法

(公財)古紙再生促進センター、(一社)日本印刷産業連合会では、印刷物に使用する資材のランク(印刷物のリサイクル適性)に応じて、文言・識別記号及びその組み合わせによる識別表示を行うことにより排出時の分別を促進することを目的とし、印刷物のリサイクル適性の表示方法を下記のとおり定めています。国の機関に限らず、印刷物の製作にあたっては、リサイクル適性を表示するよう努めましょう。

●A ランクの資材のみを使用

識別記号 及び文言	 この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。
--------------	---

●A 又は B ランクの資材のみを使用

識別記号 及び文言	 この印刷物は、板紙へ リサイクルできます。
--------------	--

●C 又は D ランクの資材を使用

文言	この印刷物は〇〇(使用部位を明示)にリサイクルに適さない資材を使用している ので、古紙回収に出す場合には取り除いてください。
----	---

識別表示の表示場所(例)



文言・識別記号は、冊子状の印刷物の場合は、表紙、裏表紙または背に表示する。チラシ・ポスターなど1枚もの場合は、表面(両面印刷の場合はいずれかの面)に表示する。

(一社)日本印刷産業連合会 HP では、リサイクル対応型印刷物の製作にあたっての各種参考資料がダウンロードできます。リサイクル適性の表示例、識別記号データも掲載されていますのでご活用ください。



http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html

詳細情報

印刷の判断の基準の概要と発注時の確認事項

印刷物の印刷を発注する際は、①用紙、②インキ類、③印刷工程における環境配慮、④印刷物への表示についてグリーン購入法の基準を満たしているかを、資材確認票及び印刷工程チェックリストにより事前に確認する必要があります。資材確認票は、印刷物の納品時に提出されるよう、納入業者に依頼しましょう。資材確認票の内容は印刷業者が記入し、納入業者を通じ調達者に提出される流れとなります。

印刷の判断の基準の概要

項目	判断の基準	基準の詳細・解説
用紙	総合評価値 80 以上かつリサイクル適性 A ランク※1	冊子の表紙は、総合評価値によらず合法性の確認されたもの
インキ類	・植物由来の油を含有したインキ ・リサイクル適性 A ランクのインキ ・化学安全性が確認されたインキ	・オフセット印刷:NL 規制適合かつインキグリーンマーク「★」基準適合インキ、リサイクル適性 A ランク ・デジタル印刷:化学安全性が確認されているもの
オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮	デジタル化(DTP化)又は銀の回収のいずれか	・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施
	印刷板(アルミ)のリサイクル	刷版工程:リユース又はリサイクル
	VOC 発生抑制	印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入(自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用
	製紙原料(等)へのリサイクル※2	・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上
	省エネ活動の実施	印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)
	騒音・振動抑制	製本工程:窓、ドアの開放禁止
印刷物への表示	リサイクル適性・マークの表示(印刷物の背、表紙、裏表紙のいずれかに表示:次頁参照)	B、C、D ランクの使用材料を使用する場合は使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載

※1 その他のランクの用紙を使用する場合は、上記「印刷物への表示」を参考に使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載。

※2 デジタル印刷工程及び表面加工工程では、製紙原料へのリサイクル以外(RPF への加工やエネルギー回収等)のリサイクルを含む。

～印刷物製作発注の際は～

■資材確認票の提出を依頼(表2)

→①用紙、②インキ類等の仕様について、資材確認票により事前に確認し、印刷物の納入時に提出するよう納入業者に依頼(調達者の判断により連絡先や押印欄を適宜追加)

→④については、資材確認票による判別の結果を印刷物に記載

■印刷工程チェックリストによる確認(表4)

→③の印刷工程の基準の実施状況について、表4のチェックリストを参考に確認を行う(個々の案件ごとでなく事業所又は工場単位の取組状況を確認する)

インキに関するマークについて

インキグリーンマーク

印刷インキ工業連合会が 2015 年 9 月より開始した制度。植物油インキの普及に伴い、オフセット・新聞インキに関して、インキ中のバイオマス割合、石油系溶剤割合を主たる指標とし、その度合いを考慮して 3 段階の認定基準を定めたもの。UV インキは、リサイクル適性及び省エネ対応を指標としている。現在は、印刷物への表示はできないこととなっている。



植物油インキマーク

植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油などを含めた植物油全般を指す。大豆油インキに表示される「ソイシール」は、植物油インキマークへ順次切り替えられ、統合が図られている。



NL 規制(印刷インキに関する自主規制)

印刷インキ工業連合会は、印刷インキおよびその関連製品の原材料として使用されることが好ましくない物質を選定した「NL 規制(印刷インキに関する自主規制)」を制定している。NL 規制に基づいて製造された印刷インキは、ラベルに「NL マーク」または文章で「この製品は、印刷インキ工業連合会が制定した『印刷インキに関する自主規制(NL 規制)』に基づいて製造されたものであります。」と表示されている。



資料：印刷インキ工業連合会

詳しくは、印刷インキ工業連合会 HP を参照ください。



https://www.ink-jpima.org/ink_kankyou.html

参考

日本 WPA: バタフライロゴについて

(一社)日本 WPA(英名: JAPAN WATERLESS PRINTING ASSOCIATION)は、水なしオフセット印刷が可能な印刷機を保有し、水なしオフセット印刷で印刷を実施している印刷会社に対し、日本 WPA 会員資格の認定を行っています。日本 WPA 会員資格を取得した印刷会社が水なしオフセット印刷で製造した印刷物にはバタフライロゴを表示できることとなっています。

また、水なしオフセット印刷の過程で排出された CO₂ 排出量を、日本 WPA が定める手続きによりオフセットした印刷物には、印刷物 1 部あたりの CO₂ 排出量が表示されたバタフライ CO₂ ロゴが使用できます。

	バタフライロゴ	バタフライ CO ₂ ロゴ
バタフライロゴの種類		

【水なし印刷とは】

一般的なオフセット印刷は、水とインキ中の油の反発作用を利用して紙に文字等を印刷していますが、この際に利用する湿し水(エッチ液)には、IPA(イソプロピルアルコール)などの有機化合物が添加されています。水なし印刷は湿し水の代わりにシリコンゴムを用いるため、湿し水廃液による VOC 発生抑制及び水質汚濁を防止できます。詳しくは、日本 WPA「バタフライロゴの使用について」を参照ください。



<http://www.waterless.jp/butterfly/about.php>

参考

日本印刷産業連合会:グリーンプリンティング認定制度について

(一社)日本印刷産業連合会では、印刷産業界の環境自主基準「印刷サービスグリーン基準」を制定し、環境に配慮した印刷の総合認定制度「グリーンプリンティング認定制度」を運用しています。

この制度では、工場認定のほかに、印刷物を構成する印刷資材(用紙、インキ、製本のり、表面加工材料)の基準があり、本基準を満たした印刷物にワンスター、ツースター、スリースターの付いた GP マークを表示することができることとなっています。スターの数が増えるほど、その印刷物の環境配慮の度合いが高いことを示しています。スリースターの工場は、グリーン購入法の印刷資材及製造工程における基準を満たしています。

印刷物に表示されるGPマークの種類と環境配慮

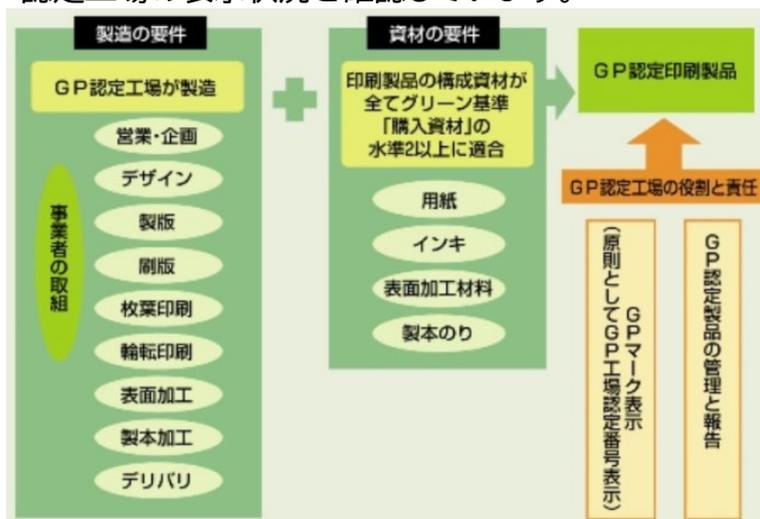
	ワンスター	ツースター	スリースター
GPマークの種類	 GREEN PRINTING JFPI P-Z10001	 GREEN PRINTING JFPI P-Z10001	 GREEN PRINTING JFPI P-Z10001
製造工程の環境配慮	少なくとも印刷工程が GP 工場	全工程が GP 工場	全工程が GP 工場
印刷資材の環境配慮	水準 2 以上の印刷資材	水準 2 以上の印刷資材	水準 1 の印刷資材 (水準の区分が無い場合はその基準)

※水準1、水準2:水準1の方がより高い環境配慮基準となっている。

GPマーク表示の要件と仕組み

GP マーク表示の要件と仕組みを下図に示しました(本図はオフセット印刷部門の例)。GP マークの表示には、製造の要件として製造工程の環境配慮(GP 認定工場による製造)と、資材の要件として印刷資材の環境配慮(グリーン基準適合資材の使用)が必要であり、GP 認定工場が責任をもって行っています。

本部事務局は、GP 認定工場の表示状況を確認しています。



詳しくは、日本印刷産業連合会「グリーンプリンティング認定制度」を参照ください。



<http://www.jfpi.or.jp/greenprinting/>

□食堂

■特定調達品目及びその判断の基準

食堂	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生ゴミ処理機等による適正処理 2. 繰り返し使用できる食器(リユース食器)の使用 3. ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用(利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合を除く) 4. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定 5. 食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下(食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用) 6. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 7. 食品ロスの削減(提供する量の調整、持ち帰り用容器の提供等) 8. 食堂利用者に対する飲食物の食べ残し削減の呼びかけ、啓発等 9. 食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス、水等)の把握、省エネルギー、節水のための措置
----	---

■配慮事項

- 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。
- 生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。
- 食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。
- 食堂で使用する農産物や加工品は、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物及びそれを原料として使用した加工品の利用の推進に資するものであること。
- 食堂で使用する加工食品、化成品の原料に植物油脂が使用される場合は、持続可能な原料であること。
- 修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。
- 再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。
- 食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業する食堂が対象。
- ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用について、対象となる場所及び品物は下記のとおり。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合には本基準は適用しない。代替可能か否かは、発注者と受注者において協議の上判断する。

場所	対象／対象外
食堂内	対象
食堂外(店頭)	対象外
食堂外(庁舎内移動販売)	対象外
品物	対象／対象外
弁当、調理食品(麺類等)	対象
コーヒー用のミルク、ふりかけ、ドレッシング等を小容器、小袋で提供	対象
納豆、もずく等を容器のまま提供	対象
飲料、デザート等の既製品を容器のまま提供	対象
ストロー、スプーン、フォークを有償又は無償で提供	対象

事例	対象/対象外
食堂外で製造した弁当、デザート、飲料等を食堂内で販売する行為	対象
食堂内で製造した弁当を店頭や庁舎内移動販売により提供する行為	対象外

- ワンウェイのプラスチック製の容器等とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、具体的には、飲料用のペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等を指す。
- 配慮事項における「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第2条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
- 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

【基準の解説】

- ワンウェイのプラスチック製の容器等は原則として使用しないことを求めているが、高齢者、乳幼児等の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。極端に代替素材の流通が限られている場合等の非合理的な場合は、代替手段がないとみなす。
- 判断の基準の「再生利用等」は、食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)に基づく再生利用等をいう。
- 食品循環資源の再生利用等の基準実施率は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(判断基準省令)による。
- 「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制をいう。

判断基準省令(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号))に定める食品廃棄物等の発生の抑制

第三条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化を行うこと。
- 食品の流通の過程における食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善を行うこと。
- 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための仕入れ及び販売の方法の工夫を行うこと。
- 食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善及び食べ残しを減少させるためのメニューの工夫を行うこと。
- 売れ残り、調理残さその他の食品廃棄物等の発生形態ごとに定期的に発生量を計測し、その変動の状況の把握に努めること。
- 食品の販売を行う食品関連事業者にあつては売れ残りの、食事の提供を行う食品関連事業者にあつては食べ残しの量に関する削減目標を定める等必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること。

2 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位(付録第三の算式によって算出される値をいう。)が主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとする。

食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種(一部抜粋)

業種	業種区分	発生原単位の分母	目標値
外食産業	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)居酒屋等	売上高	114kg/百万円
	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	売上高	170kg/百万円
	喫茶店、ファストフード店、その他の飲食店	売上高	83.3kg/百万円
	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	売上高	154kg/百万円
	給食事業	売上高	278kg/百万円

目標値設定期間:2019~2023年度(給食事業は2020~2024年度)

出典:http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/hassei_yokusei.html

- 食品廃棄物等の単位当たり発生量に関する判断の基準については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者には該当しない場合においては、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで適合しているものとみなす。
- 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者とは、食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者を指す。なお、対象事業者は毎年6月末までに定期報告を行うこととされている。
- 持ち帰り容器の提供について、容器は食堂側において予め用意することになるが、その際も代替する手段がない場合を除き、ワンウェイのプラスチック製の容器は使用しないこととする。また、客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明した上で提供することが求められる。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合は、要望に応じず提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めること。
- エネルギー(電気、ガス、水等)使用量の把握については、必ずしも省エネのための新たな機器・設備等の導入ではなく、運用において省エネの措置を講ずることを求めている。
- 配慮事項における「地域の農林水産物の利用」とは、地産地消を推奨する主旨から規定している。

【既存のラベル等との対応】

- 配慮事項における加工食品、化成品(洗剤等)の「持続可能な原料」とは、RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)認証を取得したものなどが該当する。

【参考情報】

- 環境省「食品ロスポータルサイト」
→ <https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>
- リサイクル食品ロス(農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室)
→ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/161014.html>
- 飲食店等における「食べ残し対策」の留意事項(消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省)
→ http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/170516-1.pdf
- 啓発用パンフレット(消費者庁)
→ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/pamphlet/
- 自治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル
→ http://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/j_fl_m_r2.pdf
- プラスチック資源循環法関連(環境省)
→ <https://www.env.go.jp/recycle/plastic/circulation.html>
- RSPO 情報サイト
→ <http://rspo.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 複数年度にまたがる契約を行う場合には、契約した年度に計上し、契約の更新時には計上しない。新基準は、次の契約から適用される。
- 総調達量は、庁舎又は敷地内において委託契約、使用許可等により営業する食堂の契約件数とする。

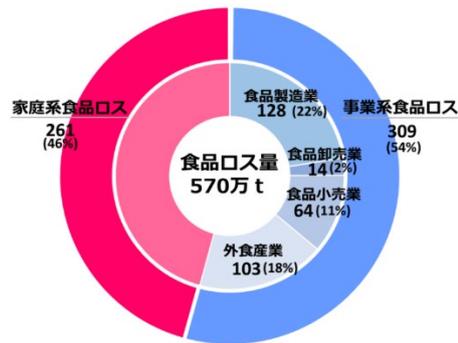
調達のポイント

- ワンウェイのプラスチック製の容器等の使用の抑制及び食品ロスを含む食品廃棄物の削減の観点から、平成31(2019)年度の基本方針より判断の基準等が強化されました。
- 繰り返し使用できる食器(リユース食器)には、リユース箸も含まれます。
- 会議等において食堂から飲物の提供を受ける場合は、使い捨てでない食器の利用を求めましょう。

参考

食品廃棄物等の発生抑制の取組

我が国における食品廃棄物のうち、本来食べられるのに捨てられている食品ロスは令和元(2019)年度で570万tと推計されており、前年度より30万t減少しています。このうち、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は309万t(前年度比▲15万t)、家庭から発生する家庭系食品ロス量は261万t(前年度比▲15万t)となり、いずれも、推計を開始した平成24年(2012)度以降で最少となりました。



国民1人当たり食品ロス量

1日 約124g

※ 茶碗約1杯のご飯の量に近い量

年間 約45kg

※ 年間1人当たりの米の消費量(約53kg)に近い量



資料：総務省人口推計(2019年10月1日) 令和元年度食料需給表(確定値)

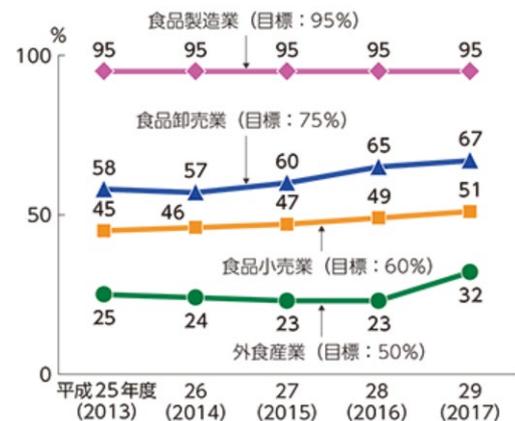
平成24(2012)年度からの納品期限緩和の働きかけなどにより、食品ロス削減の取組が進展してきたこと等が減少した要因と考えられます。これを国民1人当たりで換算すると年間45kgとなり、我が国の1人当たりの米の年間消費量54kgに相当する量です。また、1日当たりに換算すると124gとなり、茶碗1杯のご飯の量に相当します。

食品ロスの発生場所の内訳を見ると、一般家庭における発生が最も多く261万t、次いで食品製造業128万t、外食産業103万t、食品小売業64万tとなっています。

【食品リサイクル法に基づく基本方針の見直し】

食品リサイクル法に基づく基本方針では、食品廃棄物等の発生抑制、再生利用を促進するため、発生抑制の目標を設定するとともに、食品循環資源の再生利用等実施率の目標を業種別(食品製造業、食品小売業、食品卸売業、外食産業)に定めています。SDGsにおいて、食品ロス削減に関する目標が設定されたこと等の社会情勢を踏まえ、令和元(2019)年7月に新たな基本方針を公表しました。

新たな基本方針においては、発生抑制の目標を達成した業種(みそ製造業、ソース製造業、パン製造業等、19業種)の目標値を見直すとともに、新たに3業種(水産練製品製造業、食用油脂加工業、食肉小売業)で設定しました。また、特に食品ロスに着目し、令和12(2030)年度までに食品関連事業者から発生する食品ロスをサプライチェーン全体で平成12(2000)年度の発生量(547万t)から半減させるという目標を新たに設定しました。



【食品ロスの削減の推進に関する法律の制定】

令和元(2019)年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律では、国、地方公共団体、事業者の責務を明らかにするとともに、消費者の役割、関係者相互の連携協力について規定され、同法に基づく食品ロスの削減の推進に関する基本方針が令和2(2020)年3月に閣議決定されました。毎年10月を食品ロス削減月間、10月30日を食品ロス削減の日と定め、全国の食品小売事業者に対して食品ロス削減に向けた消費者啓発ポスターの掲示を呼びかけるなど、食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者の取組を見える化し、業界全体の取組につなげています。

資料：農林水産省「令和元年度食料・農業・農村白書」(令和2年6月16日公表)

参考

RSPO「持続可能なパーム油のための円卓会議」について

パーム油は、アブラヤシの果実から得られる植物油で、石けん、洗剤、塗料、インク、化粧品、バイオディーゼル燃料などの原料として利用されています。また、食品では、即席めん、マーガリン、パン、ファストフードの揚げ油、チョコレート菓子、スナック菓子などに使用されており、生活と非常に関連の深い植物油であるといえます。パーム油は世界で最も生産されている植物油で、90%以上がインドネシア、マレーシアにおいて生産されています。

環境への影響に配慮した持続可能なパーム油を求める世界的な声の高まりに応え、WWFを含む7つの関係団体が中心となり2004年に「持続可能なパーム油のための円卓会議(ラウンドテーブル)」が設立されました。通称はその英名”Roundtable on Sustainable Palm Oil”の頭文字をとって「RSPO」と呼ばれます。その目的は世界的に信頼される認証基準の策定とステークホルダー(関係者)の参加を通じ、持続可能なパーム油の生産と利用を促進することにあります。

RSPO 認証では、パーム油を生産するアブラヤシ・プランテーション農園開発のための熱帯林伐採、その後の農園管理において持続的なパーム油生産に求められる法的、経済的、環境・社会的要件を「原則と基準」として定め、パーム油の生産段階だけでなく、その後の流通過程を含めた管理方式の違いによりラベル表示を定めています。ラベル表示と認証方式の種類は下記のとおりです。

ラベル	認証方式
	1)アイデンティティ・プリザーブド(IP):分離方式 認証パーム油やパーム油関連製品について、その原料は認証を受けた単一の生産農園から供給された認証パーム油のみを使用し、搾油工場から最終製品に至るまで非認証のパーム油の供給や流通から完全に切り離されている場合に与えられる。RSPO 認証油トレードマークを表示できる。生産農園から最終利用者に至るまで他の非認証油と混合されることなく取引される。
	2)セグレーション(SG):分離方式 認証パーム油やパーム油関連製品について、その原料は認証を受けた複数の生産農園から供給された認証パーム油のみを使用し、搾油工場から最終製品に至るまで非認証のパーム油の供給や流通から完全に切り離されている場合に与えられる。IPと同じく、RSPO 認証油トレードマークを表示できる。
	3)マス・バランス(MB):管理混合方式 流通の過程全体を通して認証油の取引量を監視する方法で、途中で他の非認証油と混合されてもその比率は最終利用段階まで厳密に記録される。認証油の量を管理できていれば、一般の流通と分ける必要はなく、流通過程で非認証原料が混合しても良い。RSPO 認証油トレードマークは”MIXED”とつければ使用可能。
	4)ブックアンドクレーム(B&C):台帳方式 生産者が認証パーム油の生産量に基づいて証書を発行し、それを取引する方法。生産者とパーム油・パーム油関連製品利用者はインターネット上でこの取引を行い、パーム油・パーム油関連製品利用者はその証書に応じた分量の製品に認証を適用できる。RSPO 認証油トレードマークは使えず、グリーンパーム認証マークが表示できる。実際には認証油ではない非認証油を購入することになるが、生産者には相当分の金銭的な還元がなされる。

□自動車専用タイヤ更生

参考となる環境ラベル等: JIS マーク



*JIS マーク製品は、リトレッドタイヤの判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

自動車専用タイヤ更生	リトレッド(タイヤ更生)又はリグループの実施
------------	------------------------

■配慮事項

- ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。
- 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。

【基準の解説】

- リトレッドタイヤ(更生タイヤ)とは、1次寿命が終了したタイヤのトレッドゴム(路面と接する部分のゴム)の表面を決められた寸度に削り、その上に新しいゴムを張付け、加硫しトレッドパターンを形成して再利用(リユース)するもの。台タイヤを再利用できるためコスト削減及び省資源に貢献する。
- リグループは摩耗が進んだタイヤに再び溝を刻む技術。リグループを実施することを前提に、タイヤのアンダートレッドが厚く設計されている。国内ではミシュランが唯一の実施メーカーである。タイヤの転がり抵抗が最も低くなった状態で実施され、コスト削減、燃費向上に貢献する。

【既存のラベル等との対応】

- JIS K 6329(更生タイヤ)に適合する更生タイヤは、リトレッドタイヤの基準を満たす。
- 「REGROOVABLE」のマーキングがあるものがリグループ可能なタイヤである。

調達実績のカウントに係る留意点

- 自動車専用タイヤ更生の総調達量は、自動車整備の一部として更生タイヤを調達されるものを含む件数とする。

調達のポイント

- 「リトレッド」には委託リトレッド方式と呼ばれる、第一次寿命が終了する前にリトレッドする方法があります。台付きリトレッドタイヤに比べ、台タイヤの購入費用が節約できるため経済的です。
- 摩耗が進んだタイヤは、トレッドの変形が少なくなることから発熱が抑制され、転がり抵抗が低減することで燃料消費率を改善します。「リグループ」の実施でタイヤの走行寿命が最大25%伸び、省資源化が可能になります。
- リトレッドは各種タイヤメーカーで対応可能です。

□自動車整備

■特定調達品目及びその判断の基準

自動車整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. リサイクル部品による修理(リユース部品又はリビルド部品の使用) 2. エンジン洗浄を実施する場合下記を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ア. CO 及び HC が洗浄前後で 20%以上削減されること イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定 12 か月点検において、20%以上の削減効果がなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施
-------	--

■配慮事項

- エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積、費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。
- ロングライフクーラントの再利用に努めていること。
- 自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努めていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- リサイクル部品による修理は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの(消耗品の交換を除く。)が対象。
- 自動車整備の対象は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(ただし、二輪車は除く。)

【基準の解説】

- 「エンジン洗浄」は、自動車の定期点検整備の際に、炭化水素、一酸化炭素の測定を伴う自動車整備の際に発注するものである。表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除く作業である。
- エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度(昭和 49 年 1 月 21 日環境庁告示第 1 号)による。基準値は以下の表。

自動車の種類	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

調達実績のカウントに係る留意点

- 判断の基準①のリサイクル部品による修理は、部品交換を伴うものを対象とする。実績集計は、発注件数ベースであり、複数の修理を行う場合でも、1つの発注で行う場合は、1件とカウントする。
- 判断の基準①については、新品部品しか入手できない場合についても集計に含める。なお、新品部品しか入手できない場合は、グリーン購入法不適合となる。ただし、複数台の修理を1つの発注で行う場合については、そのうち1台でもリサイクル部品による修理があれば判断の基準を満たすものとして1件とカウントする。
- 判断の基準②のエンジン洗浄は、表に示されるエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準を超えた場合に実施するものを対象としてカウントする。

調達のポイント

- エンジン洗浄を実施していない事業者に委託する場合は、再委託等により対応が図られることを確認した上で契約を行いましょう。

□ 庁舎管理

■ 特定調達品目及びその判断の基準

庁舎管理	<p><共通></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定調達物品等の使用 2. 省エネ法(工場等に係る措置)の管理標準^{※1}に基づくエネルギー使用の合理化 3. 省エネルギー計画の立案、対策の選定、当該対策に係る実施基準^{※2}等に基づく実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施 4. 省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用改善の措置 5. エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置 6. フロン類の漏えい防止のための適切な措置 <p><常駐管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する月次報告、分析と削減対策の提案等(施設利用者と連携して行う対策を含む) <p><常駐管理以外></p> <ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と削減対策の提案等
------	--

■ 配慮事項

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく建築物環境衛生管理基準等への配慮。
- エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切な実施。
- エネルギーの使用状況の分析・評価に基づく設備・機器等及びシステムの適切な管理・運用による温室効果ガスの排出削減。
- 施設のエネルギー管理、使用実態の分析・評価における各種管理・評価ツール等の活用。
- 省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術者の配置。当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施。
- 使用する物品の調達において、ライフサイクル全体の環境負荷の低減に考慮。

■ 解説

【対象範囲・定義】

- 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。
- 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。
- 「フロン類」とは、フロン排出抑制法(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。

【基準の解説】

- 省エネ法に定める^{※1}「管理標準」とは、エネルギー使用設備のエネルギー使用合理化のための管理要領(運転管理、計測・記録、保守・点検)を定めた「管理マニュアル」をいい、事業者等(エネルギーを使用し事業を行う全ての者)は、判断基準(エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るための計画に関して国が定めた具体的事項)に従って管理標準を作成し、規定事項を遵守するための内容をマニュアルとして記載する必要がある。管理標準を定め判断基準を遵守することは、特定事業者(年間のエネルギー使用量の合計が1,500kl(原油換算)以上である事業者)やエネルギー管理指定工場等だけでなく、エネルギーを使用し事業を行う全ての者に対して求められている。

- 「管理標準」は、基本方針の別表 1 に示す「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を参考とし、施設管理者が定めること(必要に応じ委託事業者と協議の上定める)。工場等には、工場を設置して事業を行う者、事業場(オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設などの事業所)を設置して事業を行う者が該当し、国や地方公共団体の庁舎等も含まれる。
- 特に、空気調和設備、換気設備、ボイラー設備、給湯設備、照明設備、昇降機設備、動力設備、受変電設備に関する事項については、対策による効果が高いと考えられることから、全ての施設においてエネルギー使用の合理化を図るため、基本方針の判断の基準②として管理標準を定める旨、規定している。
- ※2「実施基準」は、施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と委託事業者とで協議の上、別表 2 を参考として実施すべき省エネルギー対策を具体的に選定し、定めることとする。省エネルギーに係る計画には、省エネの目標、対策、推進体制を盛り込むこととする。
- 設備の管理等にあたっては、基本方針の別表 1 を、具体的な省エネ対策は基本方針の別表 2 を参考として定めること。
- 庁舎管理において定める判断の基準(基本方針の②～⑤)については、運用における対策を基本としていることから、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれない。
- 「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等が作成するマニュアル、ガイドライン等を含む。

【参考情報】

- 一般財団法人省エネルギーセンター(省エネお役立ち 無料・便利ツール)
→ https://www.eccj.or.jp/index_useguide.html
- 省エネチューニングガイドブック
→ http://www.eccj.or.jp/b_tuning/gdbook/index.html
- エコチューニング推進センター(全国ビルメンテナンス協会内)
→ <https://eco-tuning.j-bma.or.jp/about/>
- 特定非営利活動法人 建築設備コミッショニング協会
→ <http://www.bsca.or.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 庁舎管理を委託する契約の件数をカウントする。

調達のポイント

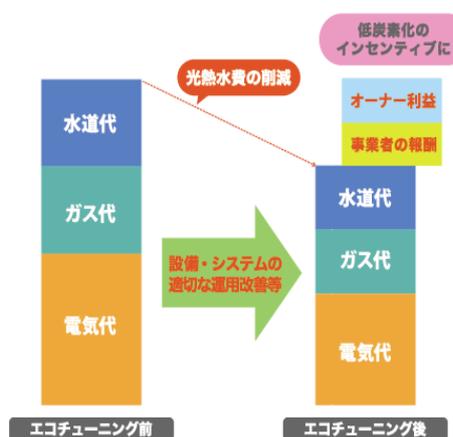
- 庁舎管理の発注にあたっては、施設の使用実態、設備・機器の利用状況を踏まえた総合的なエネルギー管理の実施が可能な事業者の選定に努めましょう。
- 庁舎管理の委託を複数年契約で実施することにより、当該施設に応じた設備・機器の運用状況を踏まえたエネルギー利用の改善を数年間にかけて行うことが可能となります。発注を行う際には、契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減等に係る目標を設定した上で、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるよう、PDCA サイクルを回していくことが重要です。なお、単年度契約の場合も、次の委託事業者に適切な引き継ぎを行うなどの対応を行うことで改善の対策が進めやすくなります。
- 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入等を図り、別表 2 の対策なども参考にし、可能な限り温室効果ガスの削減のための対策を積極的に実施しましょう。

参考

建築物の低炭素化手法の事例

エコチューニング

「エコチューニング」とは、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことです。「エコチューニングにおける運用改善」とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいいます。



「エコチューニング」は環境省の登録商標

エコチューニングの効果

エコチューニングでは、初期投資の必要な大型最新設備の導入によることなく、既存設備の適切な運用改善等によって CO₂ や光熱水費の削減を実現します。事例については、エコチューニング推進センターのホームページに紹介されています。

実践建築物の光熱水費削減額(試算)

延べ床面積 (m ²)	実践 棟数	7月～1月の平均光熱水費		平均光熱水費 削減額 (円/棟)	光熱水費 削減比率 (%)	光熱水費 削減額 (円)
		平成26年度 (円/棟)	過去3ヶ年度の 平均額(円/棟)			
3,000m ² 未満	7	2,852,485	3,084,003	231,518	7.5	1,620,626
3,000～ 5,000m ² 未満	25	8,399,395	9,305,919	906,524	9.7	22,663,100
5,000～ 10,000m ² 未満	30	15,164,416	17,367,504	2,203,088	12.7	66,092,640
10,000～ 25,000m ² 未満	54	32,030,862	34,942,834	2,911,972	8.3	157,246,488
25,000～ 50,000m ² 未満	15	93,300,176	99,602,044	6,301,868	6.3	94,528,020
50,000m ² 以上	4	143,975,970	157,697,346	13,721,376	8.7	54,885,504
光熱水費削減額合計(円)						397,036,378

※電気=20円/kWh, ガス=180円/m³, 上下水道=300円/m³, 油=80円/L にて試算

※エコチューニング以外の要因が影響した建築物を除く、135 棟の 7 月から 1 月の光熱水費削減額の試算結果

資料:公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

コミッショニング

コミッショニングとは、建築設備の実際の性能を確認し、本来の性能を実現するために行うプロセスで、建築設備のプロによる性能検証と最適調整により、大きな省エネルギー、省コスト、設備の長寿命化が期待されます。コミッショニングには、大きく新築建物に行うものと既存建物のコミッショニングに分かれます。

- ① **新築建物のコミッショニング**は、設計者の設計業務や設計図書を検証し、また施工者が行う建設業務や設備品質を検証し、必要に応じて性能試験を実施することにより、確実な要求性能の実現を図るプロセスです。
- ② **既存建物のコミッショニング**は、設備・機器等の現状の運用性能を検証・分析し、必要な改修や調整等を提案し、より適切で省エネルギーな運転を実現するプロセスです。

建築物の新築、改築等においてコミッショニングを行うことにより、生産性の向上が図られ、発注者が求める満足度の高い建設プロジェクトが実現されます。また、データによる定量的な検証・確認ができるため、省エネルギーの達成と共に確実な性能実現と適切な維持管理が可能となります。

コミッショニングの事例

事例区分	新築	既存
施設名	新長崎県庁舎	中部電力株式会社熱田営業所
削減率	年間一次エネルギー消費量 40%削減を目指す	エネルギー消費 25%削減
実施期間	新長崎県庁舎は 2014 年に着工し、2017 年 12 月に竣工	2005 年 4 月～2007 年 8 月
内容	行政棟(地上 8 階、延床面積 46,656 m ²)と議会棟(地上 5 階、延床面積 6,699 m ²) 主たる対象は熱源および空調であり、熱源はターボ冷凍機、空冷ヒートポンプチラー、吸収式冷温水機、水蓄熱槽を組み合わせた電気・ガス併用方式とし、空調は外調機で潜熱処理を行い、空調機やファンコイルで顕熱処理を行う、潜熱顕熱分離空調方式を採用。	熱源機:空冷ヒートポンプチラー×2 台、水冷チラー(排熱回収型)計 220RT 冷温水槽 600m ³ 、冷水槽 200m ³ ダクト・ファンコイル併用方式(方位別に空気調和機でゾーニング)
建物		

資料:特定非営利活動法人 建築設備コミッショニング協会
<http://www.bsca.or.jp/activity/initial.html>

□加煙試験

■特定調達品目及びその判断の基準

加煙試験	加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。
------	----------------------------

■配慮事項

- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 加煙試験とは、消防設備点検業務等において実施されるもので、建物などの天井、廊下、階段等に設置された煙検知器の作動試験を行うこと。
- 「フロン類」とは、フロン排出抑制法第2条第1項に定める物質をいう。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

【基準の解説】

- 発煙体に HFC-134a などのフロンガスが使用されていないことを求めている。

【参考情報】

- (一社)日本火災報知機工業会
→ <https://www.kaho.or.jp/pages/top/index.html>

調達実績のカウントに係る留意点

- 契約件数をカウントする。消防設備点検業務等に含まれる場合も、契約件数に含めること。

調達のポイント

- 加煙試験においてフロン類を使用すると強力な温室効果を持つフロンが大気に放出されます。

煙検知器



□清掃

■特定調達品目及びその判断の基準

清掃	<p>○次の①又は②のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次のア～カの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 特定調達物品等の使用</p> <p>イ. 洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂。植物油脂は持続可能な原料の使用</p> <p>ウ. ごみの適切な分別回収</p> <p>エ. 古紙の適切な分別、改善案の提示</p> <p>オ. 床維持剤(ワックス)、洗浄剤の VOC 低減</p> <p>カ. 環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>
----	---

■配慮事項

- 清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。
- 補充品等は、過度な補充を行わないこと。
- 洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度(pH)のものが使用されていること。
- 床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。
- 清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。
- 建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。
- 資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。

■解説

【基準の解説】

- 植物油脂の持続可能な原料の使用とは、石けん液又は石けんの製造事業者が、原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で、当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。
- 揮発性有機化合物(VOC)の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。
- 環境負荷低減が図られる清掃方法等とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。
- 洗剤については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度(pH)の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。
- 「指定化学物質」とは、PRTR 法の対象となる物質をいう。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク No.510「清掃サービス」の認定を取得している事業者は、判断の基準①のア～カの要件を満たしている。
- 洗剤の「持続可能な原料」とは、RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)認証を取得したものが該当する。RSPOについては、「食堂」の項を参照。

【参考情報】

- 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
→ <http://www.j-bma.or.jp/>
- 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会「剥離廃液適正処理ガイドライン」
→ <https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2019/05/20160412haieki.pdf>

調達実績のカウントに係る留意点

- 契約件数をカウントする。

調達のポイント

- 清掃事業者と契約を行う際、古紙排出にあたっての分類を協議の上、可能な限り紙向けの原料としてリサイクルされるよう努めましょう。
- 床維持剤の剥離洗浄廃液等は、産業廃棄物処理事業者に委託し適正処理を行いましょう。

□タイルカーペット洗浄

■特定調達品目及びその判断の基準

タイルカーペット洗浄	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用する機器の消費電力が 0.22kWh/m²以下 2. 使用する水量が 40L/m²以下 3. 清掃に係る判断の基準を満たす洗剤等の使用 4. 洗浄完了後の回収水の透視度が 5 ポイント以上
------------	--

■配慮事項

- 清掃に用いる洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。
- 洗剤の原料に植物油脂が使用される場合、持続可能な原料が使用されていること。
- 洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。
- 清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離、分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。

【基準の解説】

- 「タイルカーペット洗浄」は、タイルカーペットの新規購入を削減する観点から設定したものであり、通常の定期清掃等で実施する敷設された状態で行うものとは異なる。
- 回収水の透視度は、JIS K 0120 による。
- 配慮事項に規定する洗剤については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度(pH)の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。
- 「指定化学物質」とは、PRTR 法の対象となる物質をいう。

【既存のラベル等との対応】

- 配慮事項における洗剤の「持続可能な原料」とは、RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)認証を取得したものなどが該当する。RSPO については、「食堂」の項の p.122 を参照。

【参考情報】

- 一般社団法人日本カーペットタイルリセット協会
→ <http://www.jcra-or.jp/>
- 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
→ <http://www.j-bma.or.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 契約件数をカウントする。

調達のポイント

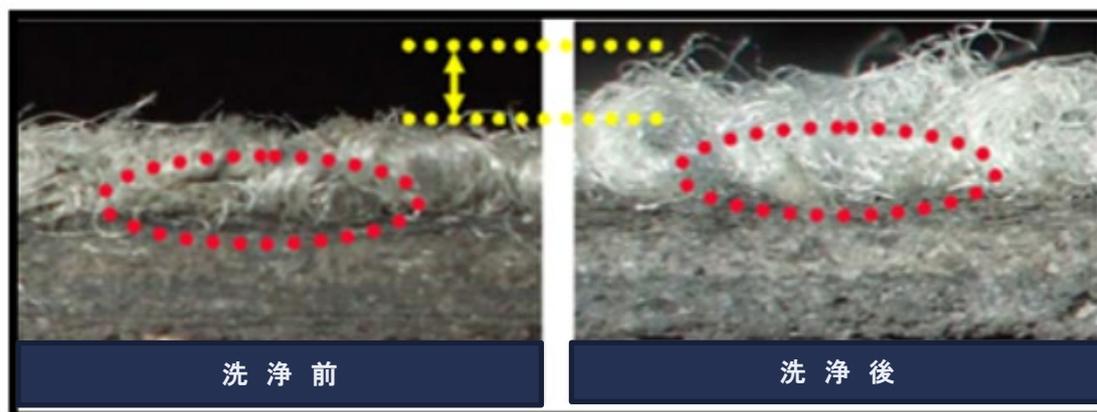
- 新品同様に洗浄するサービスを利用することにより、廃棄するカーペットを削減することが可能です。タイルカーペットの新規購入に当たっては、リユースの観点から、当該サービスの利用について検討しましょう。

参考

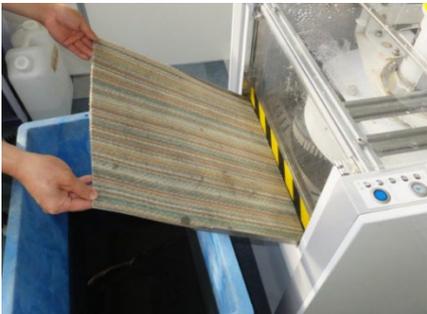
カーペットタイルリセット施工(再生洗浄)について

「カーペットタイルリセット工法」は、タイルカーペットの特長である「剥がして貼り直せる」機能を最大限に活かし、1枚1枚剥がし、洗浄機に投入し、丸洗いすることで、従来のクリーニング技法と全く異なる作業方法によりカーペットを新品同様によみがえらせる工法です。多くのビルではテナントの退去に伴い原状回復工事としてカーペットも新品に貼り替えるのが一般的ですが、この工法を利用することにより、カーペットの長期使用を可能にし、2Rに貢献することができます。

洗浄前後の比較



↑ 基布に堆積したすべての汚れを遊離分解

洗浄機へ挿入・洗浄	施工前後の外観比較
 	

詳しくは、一般社団法人日本カーペットタイルリセット協会ホームページを参照ください。



<http://www.jcra-or.jp/>

□植栽管理、害虫防除

■特定調達品目及びその判断の基準

植栽管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定調達物品等の使用 2. 総合的害虫防除 3. 農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用
害虫防除	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定調達物品等の使用 2. 殺虫剤、殺そ剤の適正利用を含む総合的害虫防除 3. 害虫等の発生、侵入防止措置 4. 事前計画・目標の設定、作業後の効果判定 5. 殺虫剤の適正かつ効果的な使用

■配慮事項

<植栽管理>

- 灌水の雨水利用に配慮されていること。
- 剪定・除草により発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等が行われること。
- 植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥(土壌改良材)を施肥に使用されていること。
- 剪定・伐採等に使用するチェーンソーオイルは、生分解性のものが使用されていること。
- 植替えの際は、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種が提案されること。
- 使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。
- 可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。

<害虫防除>

- 生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 対象とする「植栽管理」は、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理。
- 対象とする「害虫防除」は建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除。

【基準の解説】

- 植栽管理の「総合的害虫防除」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じること。総合的害虫防除は、IPM(Integrated Pest Management)ともいう。
- 農薬の使用にあたっては、「住宅地等における農薬使用について」(下記の参考情報を参照)に準拠して実施されること。

【参考情報】

- 住宅地等における農薬使用について(農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長)
→ http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000881.html

調達実績のカウントに係る留意点

- 植栽管理及び害虫防除については、委託する契約の件数をカウントする。

調達のポイント

- 自然界の仕組みをうまく活かす総合的害虫防除を行うことにより、農薬の使用を削減することが可能です。判断の基準の主旨を踏まえ、適切な事業者を選択しましょう。

□輸配送、旅客輸送

参考となる環境ラベル等: グリーン経営認証



*グリーン経営認証取得事業者(交通エコロジー・モビリティ財団)は、輸送に係る判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

輸配送	<ol style="list-style-type: none"> 1. エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 2. 環境保全のための仕組み・体制の整備 3. エコドライブ推進の措置 4. 車両の点検・整備の実施 5. モーダルシフトの実施 6. 輸配送効率の向上のための措置 7. 判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等
旅客輸送	<ol style="list-style-type: none"> 1. エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 2. 環境保全のための仕組み・体制の整備 3. エコドライブ推進の措置 4. 車両の点検・整備の実施 5. 旅客輸送効率の向上、空車走行距離の削減のための措置 6. 判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等

■配慮事項

- エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の実施。
- 低燃費・低公害車の導入、低燃費・低公害車による輸配送の実施。
- エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。
- VICS や ETC 等、高度道路交通システム(ITS)の導入。
- 事業所、集配拠点等のエネルギー使用実態把握、使用量の削減。
- 輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。(輸配送に適用)
- 輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。(輸配送に適用)
- 再配達を削減するための取組が実施されていること。(輸配送に適用)
- 宅配便等の包装用品は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮。(輸配送に適用)
- プラスチック製フィルムの代替として、繰り返し使用可能な荷崩れ防止ベルトの活用。(輸配送に適用)
- 輸配送業務の再委託先にも、環境負荷低減に向けた取組の実施を要請する。(輸配送に適用)
- NO_x・PM 法の対策地域においては排出基準を満たした自動車による走行を行っていること。(輸配送に適用)
- GPS-AVM システムの導入による効率的な配車。(旅客輸送に適用)

■解説

【対象範囲・定義】

<輸配送>

- 国内向けの信書、宅配便、小包郵便物(一般、冊子等)及びメール便の配送の委託。
ア. 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。

- イ。「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。
- ウ。「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量 1kg 以下の一口一冊の貨物をいう。
- 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

<旅客輸送>

- 一般貸切旅客自動車(バス)、一般乗用旅客自動車(タクシー)の利用の契約

【基準の解説】

- 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
- 「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、基本方針の別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 輸配送における「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関(モード)の転換(シフト)を図ることをいう。ただし、その主業務が幹線輸送を伴わない場合は、輸配送の基準には適用しない。
- 輸配送における「輸配送効率の向上のための措置」の要件は次のとおり。
 - ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
 - ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
 - エ. 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。
- 旅客輸送における「旅客輸送効率の向上」及び「空車走行距離の削減」のための措置は、次のとおり。
 - 一般貸切旅客自動車(バス)にあつては次の要件ア及びイを満たすことをいう。
 - ア. エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - イ. 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
 - 一般乗用旅客自動車(タクシー)にあつては次の要件ウを満たすことをいう。
 - ウ. 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。
- 「環境報告書」とは、環境配慮促進法第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。

【参考情報】

- 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団「グリーン経営認証」
→ <http://www.green-m.jp/>
- エコドライブ 10 のすすめ
→ http://www.ecodrive.jp/eco_10.html

調達実績のカウントに係る留意点

- 輸配送(国内向けの信書、宅配便、小包郵便物及びメール便)については、個別の発送数ではなく 1 契約単位で記載する
- 旅客輸送の件数は、利用単位ではなく、契約単位とする。

調達のポイント

- グリーン経営認証は、交通エコロジー・モビリティ財団(エコモ財団)が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づき一定レベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。対象はトラック、バス、タクシー事業者であり、この認証を受けた事業者は、グリーン購入法の「輸配送」「旅客輸送」の輸送に係る判断の基準を満たした役務提供をしています。

□機密文書処理

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.506)の認定サービスは、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

機密文書処理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の状況に応じた分別・回収・処理方法の提案 2. 機密文書の処理にあたって、製紙原料として利用可能な処理の実施 <ol style="list-style-type: none"> ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備・体制の構築 イ. 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備における処理 ウ. 破砕処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理の実施 3. 機密処理・リサイクル管理票の提示
--------	---

■配慮事項

- 機密文書の発生量を定期的集計し、発注者への報告がなされること。
- 紙(印刷・情報用紙及び衛生用紙)として再生可能な処理が行われること。
- 運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルート効率化が図られていること。
- 可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。

■解説

【基準の解説】

- 「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。この証明書は溶解、破砕などの処理を事業者に委託した場合に提示される。次ページの記載例参照。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク認定の機密文書処理サービス(No.506)は、グリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- 一般社団法人全日本機密文書裁断協会
→ <https://www.papyrusnet.jp/>
- リサイクル対応型機密文書処理ガイドライン(公益財団法人古紙再生促進センター)
→ <http://www.prpc.or.jp/document/publications/confidential/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 契約件数をカウントする。

調達のポイント

- 古紙原料としてのリサイクル性を考慮して、機密文書処理の委託先を選定しましょう。
- 機密文書として排出する際には、排出者側で阻害要因となる材料を取り除くことが重要です。清掃の別表1に記載の古紙の分別方法(例)を参考に分別方法を定め、別表2に示された古紙再生の阻害要

困となる材料を取り除くよう努めましょう。

- 廃棄書類は、機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量を削減しましょう。
- 破碎処理を行う場合は、リサイクルの観点から裁断紙片はより大きい方が望ましいといえます。
- 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うようにしましょう。また、シュレッダー屑は紙原料としての有効利用の観点から、廃棄・焼却せず古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼しましょう。

詳細情報

機密処理・リサイクル管理票の例

(排出事業者控え用)

機密処理・リサイクル管理票 (A票)

発行 26 5 15 ④

① 排出事業者 (委託者) ②

所在地: 〒000-0000
△△県××市○○町■■■■

名称: 株式会社○▲□
TEL 00-000-0000

事業所名: 所在地: 〒000-0000 □□市●●町◆◆
名称: ◇◇◇支部 TEL 00-000-0000

所属: ○○部○○課
ご担当者: (氏名) 山田 太郎

⑤ 確認印

③ 資源物の種類									
品目	個数	重量 (kg)	単価 (円)	金額 (円)	品目	個数	重量 (kg)	単価 (円)	金額 (円)
出張印刷サービス					コピー用紙				
引取搬送サービス	3個				雑誌類				
					新聞紙				
					段ボール				
					シュレッダー紙断屑				

機密処理・回収業者

所在地: 〒 - -

名称: _____ TEL - - -

運搬車両番号: _____

➔

再生資源取扱業者

所在地: 〒 - -

名称: _____ TEL - - -

機密処理・回収業者→排出事業者

発行—般社団法人パピルスネットワーク全国会

- ① 排出者(委託者)の本社所在地、名称、電話番号
- ② 文書回収箱を設置する排出者(委託者)の事業所の所在地、名称等
- ③ 品目、個数等(資源物の種類欄)
- ④ 回収日
- ⑤ 確認印

□照明機能提供業務

■特定調達品目及びその判断の基準

蛍光灯機能提供業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 判断の基準を満たす蛍光灯の使用 2. 成型品の回収ランプの再資源化率が95%以上 3. 適正処理完了証明書の提示
-----------	---

■配慮事項

- ランプの回収容器は、繰り返し使えるものを使用すること。
- ランプの回収に当たっては、施設管理者と協力し、破損なく回収するよう努めていること。
- ランプの配送・回収に関し、定期ルート便や共同配送等の効率的な物流網を構築していること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 蛍光灯を販売するのではなく貸与し、機能としての照明を提供する役務。

【基準の解説】

- 「機能提供型サービス(サービサイジング)」とは、蛍光灯の所有権を業務提供者から移さず機能のみを提供し、輸送・回収・廃棄にかかる責任を業務提供者が負う役務をいう。
- 一般的な定義としての「サービサイジング」は、従来製品として販売していたものの「機能」に着目し、その機能の部分をサービス化して提供することである。欧州では、「PSS」(Product Service Systems)という。このうち、資源やエネルギーを削減するなど、環境面で優れた取組を特に「グリーン・サービサイジング」と呼ぶことがある。
- 判断の基準③の「蛍光灯の適正処理終了を示す証明書」は、電子マニフェストや IT を活用したマニフェスト管理システムなど証明書に準ずるものでも可能とする。

【参考情報】

- パナソニック「あかり E サポート」
→ <https://www2.panasonic.biz/ls/lease/lighting-e-support/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 蛍光灯機能提供業務の契約件数をカウントする。

調達のポイント

- 蛍光灯機能提供業務を委託することにより、ランプが確実にリサイクルされます。LED 照明の機能を提供する事業者もあるため利用を検討しましょう。

□ 庁舎等において営業を行う小売業務

■ 特定調達品目及びその判断の基準

庁舎等において営業を行う小売業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 容器包装の過剰な使用抑制のための独自の取組の実施 2. 消費者のワンウェイ製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための独自の取組の実施 3. 食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ア. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定 イ. 食品廃棄物の発生抑制のための消費者への呼びかけ、啓発等 ウ. 持続可能性に関する食品の原材料の調達方針等の公表 エ. 食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下(食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用) オ. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 4. 取扱商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収 5. ワンウェイのプラスチック製の買物袋(レジ袋)を提供する場合は、次の要件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ア. 提供するすべての買物袋にバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用 イ. 呼び厚さが0.02mm以下であること ウ. 素材が単一であるなど再生利用のための工夫
------------------	--

■ 配慮事項

- 店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。
- 店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。
- レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。
- 食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。
- 食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。
- プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、「ごみ袋等」のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。

■ 解説

【対象範囲・定義】

- 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業を行う小売業務が対象。
- 判断の基準及び配慮事項の「再生利用等」は、食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)に基づく再生利用等をいう。食品リサイクル法に基づく再生利用等の業種別目標値は、食品小売業が60%、外食産業が50%である(2019～2023年度までの目標値)。
- 食品循環資源の再生利用等の基準実施率は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(判断基準省令)による。

- 判断の基準の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制をいう。
判断基準省令(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号))に定める食品廃棄物等の発生の抑制

第三条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一. 食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化を行うこと。
- 二. 食品の流通の過程における食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善を行うこと。
- 三. 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための仕入れ及び販売の方法の工夫を行うこと。
- 四. 食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善及び食べ残しを減少させるためのメニューの工夫を行うこと。
- 五. 売れ残り、調理残さその他の食品廃棄物等の発生形態ごとに定期的に発生量を計測し、その変動の状況の把握に努めること。
- 六. 食品の販売を行う食品関連事業者にあつては売れ残りの、食事の提供を行う食品関連事業者にあつては食べ残しの量に関する削減目標を定める等必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること。

2 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位(付録第三の算式によって算出される値をいう。)が主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとする。

- 判断の基準の「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。

【基準の解説】

- 容器包装の過剰な使用抑制のための「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなど、小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 消費者のワンウェイのプラスチック製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための「独自の取組」とは、以下のいずれかの取組をいう。
 - 商品の販売に際して消費者に買物袋等(レジ袋等)を有償で提供
 - 消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するため景品等を提供
 - 自ら買物袋等を持参しない消費者に対し、繰り返し使用が可能な買物袋等(布製、ポリエステル製のバッグ等)を提供
 - ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等のワンウェイのプラスチック製品や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認する(買物袋の要・不要の確認)
 - その他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置
- 容器包装とは、容器包装リサイクル法に定める商品を入れる「容器」および商品を包む「包装」(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む)であり、商品を消費したり、商品と分離した場合に不要となるもの(容リ法第2条第1項参照)。なお、容器包装リサイクル法の分別収集の対象となる容器包装は、ガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールであるが、アルミ缶以下の4品目については、既に市場経済の中で有価で取引されており、円滑なリサイクルが進んでいるため、再商品化義務の対象ではない。
- 食品廃棄物等の発生抑制に関する単位当たり発生量の目標値(2019~2023年度)は下表のとおり。

食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種(一部抜粋)

業種	業種区分	発生原単位の分母	目標値
食品小売業	各種食料品小売業	売上高	44.9kg/百万円
	食肉小売業(卵・鳥肉を除く)	売上高	40.0kg/百万円
	菓子・パン小売業	売上高	76.1kg/百万円
	コンビニエンスストア	売上高	44.1kg/百万円

出典：http://www.maff.go.jp/j/shokusa/recycle/syokuhin/hassei_yokusei.html

- 食品廃棄物等の単位当たり発生量に関する判断の基準については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者該当しない場合においては、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることとみなす。
- 店舗における再使用容器の回収は、リユースびんを使用した飲料容器等を回収する箱を設置すること等をいう。
- レジ袋は、バイオマスプラスチックが25%以上配合されているものであること(原料は第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものであること)。配慮事項は可能な限り高配合であること(バイオポリエチレン等が該当)
- 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率(プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合)を乗じたものとする。

【既存のラベル等との対応】

- バイオマスプラスチック製の買物袋は、エコマーク、一般社団法人有機資源協会のバイオマスマーク認定製品は配合率基準値(25%以上)を満たしている。日本バイオプラスチック協会のバイオマスプラマーク(BPマーク)は、製品中のバイオマスプラスチックの含有量(バイオマスプラスチック度)が25%以上であることを要件としており、配合率基準値を満たしている。詳細は、「ごみ袋等」の参考及び巻末の「2. 参考資料」を参照。

【参考情報】

- 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
→ <http://www.jcpra.or.jp/>
- 環境省「食品ロスポータルサイト」
→ <https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>
- リサイクル食品ロス(農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室)
→ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/161014.html>
- バイオプラスチック導入ロードマップ
→ <http://www.env.go.jp/recycle/plastic/bio/roadmap.html>
- プラスチック資源循環法関連(環境省)
→ <https://www.env.go.jp/recycle/plastic/circulation.html>

調達実績のカウントに係る留意点

- 庁舎等において営業を行う小売業務の契約件数とする。
- 複数年度にまたがる契約を行う場合には、契約した年度に計上し、契約の更新時には計上しない。新基準は、次の契約から適用される。

調達のポイント

- ワンウェイのプラスチック製の容器等の使用の抑制及び食品ロスを含む食品廃棄物の削減の観点。
- 庁舎内において小売事業者と委託契約等を行う場合、容器包装廃棄物及び食品廃棄物の削減に資する取組を推進している事業者と契約することが求められます。

□クリーニング

■特定調達品目及びその判断の基準

クリーニング	<ol style="list-style-type: none"> 1. ドレンの回収及び再利用による省エネルギー、水資源の節約等 2. エコドライブの実施 3. ハンガーの回収及び再使用の仕組みの構築 4. 袋・包装材の削減のための独自の取組の実施
--------	--

■配慮事項

- 揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。
- ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。
- 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。
- 可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。
- プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチック製のものが使用されていること。
- 省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。

【基準の解説】

- 判断の基準④の「独自の取組」とは、エコバッグ等の利用の推奨、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること又は有償で提供すること等の袋・包装材の削減に資する取組をいう。
- 配慮事項のバイオマスプラスチック製の袋については、LCA 評価等により環境負荷低減効果が確認されたものであること。

【参考情報】

- 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
→ <http://www.zenkuren.or.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める、基準を満たす業務の契約件数をカウントする。
- 毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行うクリーニングは含めない。

調達のポイント

- クリーニングの配慮事項については、クリーニング事業者が環境負荷低減を図る上で重要な事項が規定されています。調達にあたっては、配慮事項への対応状況についても確認しましょう。
- クリーニング品の受け取りに当たっては、再使用可能なエコバックを利用するなど、袋・包装材の削減に取り組みましょう。

□自動販売機設置

■特定調達品目及びその判断の基準

飲料自動販売機設置	<p>1. エネルギー消費効率の基準値が以下の基準を満たすこと</p> <p><缶・ボトル飲料自動販売機></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率が 1000kWh 以下 ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 120%以上 <p><紙容器飲料・カップ式自動販売機></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 100%以上 <p>2. エネルギー消費効率に加えて、以下の基準をすべて満たすこと</p> <p>ア. ノンフロン機であること</p> <p>イ. 環境配慮設計及びその実施状況の公表</p> <p>ウ. 本体機器の照明には LED が使用されていること</p> <p>エ. 特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表</p> <p>オ. 照明が常時消灯されていること(屋内設置の場合)</p> <p>カ. 飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施</p> <p>キ. 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有</p>
-----------	--

■配慮事項

<ul style="list-style-type: none"> ○ 自販機本体の年間消費電力量、省エネ基準達成率、冷媒の種類・地球温暖化係数及び封入量が自販機本体に表示されていること。また、ウェブサイトにおいて公表されていること。 ○ 直射日光を避けるよう配慮されていること(屋外設置の場合)。 ○ マイカップに対応可能であること(カップ式飲料自動販売機の場合)。 ○ 真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ○ 低燃費・低公害車の利用や配送回数の削減等、物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ○ 飲料容器の回収時にごみ袋を使用する場合には、ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。 ○ 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 缶・ボトル飲料、紙容器飲料及びカップ式飲料自動販売機の設置を対象とする。ただし、①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの、②台の上に乗せて使用する小型の卓上型のもの③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの、④電子冷却(パルチエ冷却等)により、飲料(原料)を冷却しているものは除く。

【基準の解説】

- 「フロン類」とは、フロン排出抑制法第 2 条第 1 項に定める物質をいい、使用できる物質は二酸化炭素、炭化水素、ハイドロフルオロオレフィン(HFO-1234yf)等)である。フロン排出抑制法については参考資料を参照。

- 災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機については、機能が優先されるため消費電力に係る基準は適用しないが、可能な限り省エネ基準達成率の高い機器を選択すること。
- 回収箱の設置については、すべての自販機協への設置を求めるものではなく、機器の設置台数、設置場所、飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
- 特定の化学物質に係る基準については、リユース部品には適用しない。

【既存のラベル等との対応】

- 省エネ法トップランナー基準を満たした製品は、エネルギー消費効率に係る基準を満たしている。

【参考情報】

- (一社)日本自動販売システム機械工業会
→ <http://www.jvma.or.jp/>
- 「清涼飲料自販機な・る・ほ・ど BOOK！」
→ <http://www.jvma.or.jp/information/naruhodo2.pdf>
- (一社)全国清涼飲料連合会
→ <http://www.j-sda.or.jp/>
- 清涼飲料自販機協議会「グリーン購入法適合機種一覧」
→ <http://www.jsvmc.jp/itiran/index.html>
- (一財)省エネルギーセンター(特定機器判断基準審議資料)
→ <https://www.eccj.or.jp/toprunner/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。
- 年間を通じて契約又は使用許可する場合、契約を行った当該月にカウントする。複数年を通じて契約又は使用許可する場合、契約を行った当該年度の当該月にカウントする。
- 設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えを伴わない場合はカウントしない。

調達のポイント

- 飲料自動販売機の設置にあたっては、省エネ法のトップランナー基準をクリアした、可能な限りエネルギー消費効率基準達成率が高く、消費電力量の低いものを選択しましょう。また、利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置しましょう。
- 設置場所についても、エネルギー効率に影響するため、可能な限り環境負荷の低い場所(屋内、日陰等)に設置することが望ましいといえます。
- マイカップ対応型自動販売機の設置にあたっては、衛生面の問題が発生しないよう、購入者への注意喚起を行いましょう。
- 清涼飲料自販機協議会では、グリーン購入法に適合する機種に係る情報を公開しています。

参考

清涼飲料業界によるプラスチック資源循環宣言について

一般社団法人全国清涼飲料連合会は 2018 年 11 月に「清涼飲料業界プラスチック資源循環宣言」を発表し、2030 年度までに PET ボトルの 100%有効利用を実現するため、短期・中期・長期で取組を進めています。

■清涼飲料業界のプラスチック資源循環宣言を踏まえた短期・中期・長期の取組みの方向性

短期(2020 年度)

- 国民運動と連動した業界としての啓発活動と広報強化
- 3R 推進団体連絡会と協力し、第 3 次自主行動計画の達成
目標 2020 年度リサイクル 85%以上、リデュース 25%(2004 年度比)
- 自販機専用空容器リサイクルボックスにおけるリサイクル啓発、及び効率的な回収への取組み強化
- 環境 NGO 等ステークホルダーとの連携強化
- 再生材利用拡大(ボトル to ボトル等)への課題整理及び推進
- 代替素材活用への取組み推奨(バイオマスプラスチック等)

中期(2025 年度)

- 国や地域との協働による、より効率的な回収システム構築
- ポイ捨て防止条例強化要請
- 再生材・代替素材の積極的な活用推進

長期(2030 年度)

- PET ボトル 100%有効利用を目指した業界の姿勢・取組み
- 世界に誇る日本の回収・リサイクルシステムの価値と根拠を定量的かつサイエンスベースで示し、諸外国への波及を目指した関係団体との協働

■自販機専用空容器リサイクルボックスの消費者啓発ステッカー

清涼飲料業界では、自販機横に「自販機専用空容器リサイクルボックス」を設置し、自販機で販売した清涼飲料水の PET ボトル、缶、びんの空容器をリサイクル目的で回収しています。

リサイクルボックスには PET ボトル、缶、びん以外に 3 割以上の異物が混入していることもあり、これらの異物により再商品化の品質劣化だけでなく、限られたスペースのため本来入るべき PET ボトルや缶、びんが入らないことがあり、結果として空容器の散乱となる場合があります。

業界では回収を促進するため、消費者啓発用にステッカー貼付活動を展開し PET ボトルを 100%有効利用するため「異物混入ゼロ」を目指しています。

消費者啓発ステッカー	リサイクルボックスへのステッカーの貼付

資料：一般社団法人全国清涼飲料工業会ホームページ

□引越輸送

参考となる環境ラベル等: グリーン経営認証



*グリーン経営認証取得事業者(交通エコロジー・モビリティ財団)は、輸送に係る判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

引越輸送	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定調達物品の使用(梱包及び養生) 2. 反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材の使用 3. 引越終了後の梱包用資材の回収の実施 4. 自動車による輸送を伴う場合は、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 ・環境保全のための仕組み・体制の整備 ・エコドライブ推進の措置 ・車両の点検・整備の実施
------	--

■配慮事項

- 環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われること。
- 梱包・養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減等の省資源化
- 梱包・養生用資材について、再生材料、バイオマスプラスチックが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。
 - エネルギーの使用の合理化
 - 低燃費、低公害車の導入・低燃費、低公害車による輸送
 - 輸配送効率の向上のための措置の実施
 - エコドライブ装置の導入
 - VICS、ETC 等、ITS の導入
 - NO_x・PM 法の対策地域における自動車排出ガス基準の遵守

■解説

【対象範囲・定義】

- 庁舎移転等(庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。)に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務。美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる特殊な品目を除く。

【基準の解説】

- 反復利用可能な梱包・養生用資材は、段ボール等紙製の梱包用資材が引越事業者等によって提供される場合に適用する。事業者は発注者の求めに応じて、あらかじめ期限及び回数を定めて回収を実施する。
- 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

- 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(令和 2 年 1 月)に基づく運転をいう。
- 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
 - エコドライブに係る運転者への周知。
 - エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成及びエコドライブの推進体制を整備。
 - エコドライブに係る教育・研修等の実施。
 - 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を実施。
- 「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、燃費の維持向上を目的に自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 配慮事項の「引越輸送の方法の適切な提案」は、引越事業者等が発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。
- 「輸送効率の向上のための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
 - ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。
 - ウ. 輸送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- バイオマスプラスチックは、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。

【既存のラベル等との対応】

- グリーン経営認証取得事業者は、自動車による輸送に係る判断の基準を満たしている。

【参考情報】

- 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
→<http://www.ecomo.or.jp/>
- グリーン経営認証
→<http://www.green-m.jp/>
- 全日本トラック協会
→ <https://www.jta.or.jp/index.html>
- 全日本トラック協会(引越し・宅配)
→http://www.jta.or.jp/sub_index/hikkoshi.html

調達実績のカウントに係る留意点

- 庁舎等のビル間の移転のみでなく、ビル内移動、フロア内移動を委託契約により行う場合も含まれます。
- 美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となるものは対象から除外します。

調達のポイント

- 引越に伴う廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法に基づき適正に委託する必要があります。特に産業廃棄物の収集・運搬・処分を委託する場合には、産業廃棄物事業者と事前に契約し、処理施設・最終処分場の所在地及び処分方法等の確認が必要となります。一般廃棄物についてもこれに準じることが望ましいとされています。産業廃棄物は、引渡しと同時に産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要があります。一般廃棄物についてもこれに準じることが望ましいとされています。
- 庁舎等移転の企画、設計、設備工事、内装工事、輸送、原状回復工事等を一括して発注する場合は、資源の有効利用や機器の選定、輸送等に係る環境負荷低減について事業者へ提案を求めましょう。
- グリーン経営認証を取得している事業者は、自動車輸送に係る判断の基準に適合しています。

参考

引越廃棄物の処分について

庁舎等事務所の引越に伴い、これまで使われてきた机、椅子、ロッカー、書棚、応接用の家具、テレビ、コンピュータ、書類など様々なものが不要になり、廃棄物として排出されます。これらは、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されますが、どちらも排出する事業者の責任で処理することが原則となり、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者、一般廃棄物は市町村又は一般廃棄物処理業者に処理を委託することになります。

産業廃棄物については、収集運搬は産業廃棄物収集運搬業者に委託し、処分は産業廃棄物処分業者に委託しなければならず、委託契約は書面(委託契約書)によりなされなくてはなりません。引越を発注する事業者は、この委託契約の際に、引越廃棄物の運搬場所、処分方法、最終処分場所及び、これらを誰に委託するのかについて、あらかじめ確認を行っておくことが重要です。

排出事業者はこの委託契約書とは別に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、運搬や処分が終了した後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が運搬、処分されたことを確認することが必要です。

また、引越請負業者が用いる養生用の資材、梱包用の資材は、引越請負業者が排出する廃棄物として処理することが原則ですが、ダンボール等の梱包資材については、荷物を開梱するまでは排出されないため、引越を発注する側が排出する廃棄物となることがあります。一方で、引越業務終了後でも、引越請負業者がこうした資材を回収し再使用することは、資源の有効利用の観点からは望ましいことといえるため、梱包資材等の回収方法、回収期限等について、あらかじめ引越請負業者との間で確認を行い、積極的に引越請負業者が回収するよう検討することが重要です。なお、不要となった書類等古紙(いわゆる専ら物)を紙製品の原材料としてリサイクルするために回収する場合については、引越請負業者が当該廃棄物を引き取ることが可能です。

事務所の引越廃棄物の種類と主な処理先

具体例	区分	主な処理委託先
家具等(事務用・応接用の机、椅子、本棚、ロッカー、カーペット等)	材質に応じ、産業廃棄物である金属くず、廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くずに該当	産業廃棄物処理業者に委託 市町村で粗大ごみとして受け入れている場合もある
	金属、廃プラスチック、ガラス、陶磁器と木製又は繊維製若しくは皮製のものの複合製品は、総体として産業廃棄物に該当	
	上記以外の木製の机、椅子などのものは、一般廃棄物に該当	市町村又は市町村の許可業者に委託
情報通信機器(コンピュータ、プリンタ、その他の附属機器)	材質に応じ、産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くずに該当	国の認定を受けたパソコンメーカーに委託 または、産業廃棄物処理業者に委託
家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)	材質に応じ、産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くずに該当	家電リサイクル法に基づき購入した小売店に引き渡す これが困難な場合は、産廃処理業者に委託
電気製品(掃除機、扇風機等)	材質に応じ、産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くずに該当	産業廃棄物処理業者に委託 市町村で受け入れている場合もある
雑誌、書籍、書類	通常の業務で不要とされるものは、一般廃棄物に該当	古紙回収業者に委託

※産業廃棄物処理の委託にあたっては、許可を有する産業廃棄物処理業者へ委託

□会議運営

■特定調達品目及びその判断の基準

会議運営	<ol style="list-style-type: none"> 1. 紙類の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減 2. ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物の印刷に当たっては、「印刷」の判断の基準を満たすこと 3. 紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 4. 会議の参加者に対し、次の取組の奨励を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズ・ウォームビズ ウ. 筆記具等の持参 5. 飲料等が提供される場合には、次の要件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア. ワンウェイのプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の不使用 イ. 繰り返し利用可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収
------	--

■配慮事項

- 可能な限り既存の物品を使用すること。新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目の判断の基準を満たすこと。
- ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。
- 自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。
- 食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製品及び容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること又は会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。
- 資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 委託契約等により会議の運営を含む業務。会議の運営単体だけでなく、他の役務において会議体の設置、運営を含む場合にも適用する。

【基準の解説】

- 両面印刷等には、2in1、4in1 印刷なども含むこととする。
- 飲料の提供にあたっては、ペットボトルではなく、リユース可能なグラスやカップを活用することが求められる。
- 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(令和 2 年 1 月)に基づく運転をいう。

調達実績のカウントに係る留意点

- 会議の運営を含む委託業務の総件数を分母とし、基準を満たす会議の運営をカウントする。
- 会議の運営単体だけでなく、調査研究委託等の役務において会議体の設置、運営を含む場合も件数に含める。

調達のポイント

- 紙資料の印刷にあたっては、モノクロ印刷とカラー印刷を必要に応じて使い分け、できるだけカラー印刷を行わないことは、コスト及び環境負荷の低減の観点から望ましいといえます。
- 紙資料の削減、移動に係る環境負荷低減の観点から、Web 会議システムを活用し、対面で会議を実施する際にもタブレット端末を活用したペーパーレス会議の実施について、検討を行いましょう。
- 飲料の提供にあたっては、繰り返し利用可能なリユースカップを活用しましょう。状況に応じ、出席者にマイボトルの持参を奨励することも検討しましょう。
- 庁舎内等で会議を行う場合にも、会議運営の判断の基準及び配慮事項の主旨を踏まえ、可能な限り紙資料及び廃棄物の削減及びエネルギー使用の削減に努めましょう。

□印刷機能等提供業務

■特定調達品目及びその判断の基準

印刷機能等提供業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ並びにデジタル印刷機を導入する場合は、次の判断の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ● 各機器は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。 ● 資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種に該当する機器は、契約終了後に使用済みの機器を回収し、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。再使用又は再生利用できない部分については、減量化等による適正処理を行い、単純埋立てされないこと。 2. カートリッジ等を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。 3. 特定調達品目に該当する用紙を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。 4. 機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえた以下の提案を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策 イ. 環境負荷低減に向けた適切な機器の製品仕様及び設置台数
-----------	---

■配慮事項

- コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。
- 使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと(受注者がトナー、インクを供給した場合に適用)。
- 機器、消耗品の提供にあたっては、梱包用資材の再使用、簡易包装、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 印刷機能等提供業務の範囲は保守業務を含む以下のいずれかの業務とする。
 - ア. 機器の導入及び保守業務及び消耗品の供給業務
 - イ. 機器の導入及び保守業務
 - ウ. 保守業務及び消耗品の供給業務
- コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナは、基本方針に示す「5.画像機器等」、デジタル印刷機は、「7.オフィス機器等」の対象となる機器を導入する場合に適用される。カートリッジ等は、「5-6 カートリッジ等」の対象となるトナーカートリッジ、インクカートリッジをいう。
- 資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種には、複写機の製造業(その事業年度における複写機の生産台数が一千台以上のメーカー)が該当する。

【基準の解説】

- 機器の実績等を踏まえた環境負荷低減に向けた提案は、発注者と受注者が協議し、環境負荷低減効果、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。環境負荷

低減効果には、機器の最適配置による消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の削減等が該当する。

- 紙及びトナー又はインクの削減対策の例として以下が挙げられる。
 - ✓ 両面印刷、縮小印刷、集約印刷の促進
 - ✓ 機器パネルによる環境負荷情報(印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等)の可視化
 - ✓ 用紙の再利用機能(消せるトナーの利用)
 - ✓ ソフトウェアによるトナー又はインクの節約
 - ✓ ユーザ認証による管理の実施(IDカード等の活用による文書蓄積型印刷、個人別印刷枚数の管理等)

調達実績のカウントに係る留意点

- コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ並びにデジタル印刷機を導入する場合であって、当該機器の保守を含む場合の業務の契約件数をカウントする。保守業務を含まない場合には、物品の該当する品目としてカウントする。
- 現在、物品として機器を継続リース・レンタルしている場合は、契約期間が終了するまでは、引き続き物品の継続リースとしてカウントする。

調達のポイント

- 機器の調達にあたって、保守業務を含む場合には、役務の印刷機能等提供業務として発注することにより、機器の利用状況等を踏まえた最適配置や台数の提案を行うことが事業者に求められます。サービサイジング推進の観点から、機器は役務として調達するよう検討しましょう。
- IDカード等を活用したユーザ認証による管理や文書蓄積型印刷を行うことにより、用紙の使用量の削減が図られます。

■22 ごみ袋等

□プラスチック製ごみ袋

参考となる環境ラベル等:

エコマーク



*エコマーク(No.128 分類E)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

バイオマスプラスチックマーク



*バイオマスプラスチックマーク 25%以上配合品はグリーン購入法の原料配合率の基準を満たしています。

バイオマスマーク



*バイオマスマーク 25%以上配合品はグリーン購入法の原料配合率の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

プラスチック製
ごみ袋

1. 次のいずれかの要件を満たすこと。
次のア若しくはイのいずれかの要件を満たし、並びにウ及びエの要件を満たすこと。
 - ア. バイオマスプラスチック 25%以上使用(バイオベース合成ポリマー含有率 25%以上)
 - イ. 再生プラスチック 40%以上使用
 - ウ. 上記 1.ア又は 1.イに関する情報の表示
 - エ. プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用
2. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

■配慮事項

- シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。
- バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。
- 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等を除く。

【基準の解説】

- 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率(プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合)を乗じたものとする(バイオポリエチレン等が該当)。
- 判断の基準 1.ウの「情報の表示」とは、判断の基準 1.アのバイオマスプラスチックの配合率(バイオベース合成ポリマー含有率)又は判断の基準 1.イの再生プラスチックの配合率が製品本体、製品の包装に表示又はカタログ、ウェブサイト等において提供されていることをいう。
- 充填剤とは、プラスチックの増量を主目的として使用することを防止するために設定しており、着色・補強・帯電防止その他プラスチックの機能変化を主目的に添加する物質には適用しない。

【既存のラベル等との対応】

- 「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」は、タイプ I 環境ラベルの活用の観点から設定された基準である。
- エコマーク(No.128 日用品 E. 清掃・収納用品、室内装飾・芸術品)の認定基準を満たすプラスチック製ごみ袋は、グリーン購入法の基準に適合している。
- バイオマスマーク(日本有機資源協会)の認定取得品のうち、プラスチック製であって、バイオベース合成ポリマー含有率の基準を満たすごみ袋は、グリーン購入法の原料配合率の基準に適合している。
- 日本バイオプラスチック協会が運営するバイオマスプラ識別表示制度により、バイオマスプラマークを取得している製品は、グリーン購入法の原料配合率の基準に適合している。

【今後の方向性】

- 判断の基準 1.アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年 5 月 31 日)に基づき、判断の基準を満たす製品の市場への流通の動向を踏まえ、適切に引き上げることとしている。

【参考情報】

- 日本環境協会エコマーク事務局
→ <https://www.ecomark.jp/about/>
- 日本バイオプラスチック協会
→ <http://www.jbpaweb.net/>
- 一般社団法人日本有機資源協会
→ <https://www.jora.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- プラスチック製ごみ袋の調達総量(枚数)に占める基準を満たす物品の数量(枚数)の割合とする。
- 集計の対象範囲は、廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製ごみ袋とし、地方公共団体等が一般廃棄物処理に当たって指定するもの等は対象外とする(基本方針備考 1 に記載)。

調達のポイント

- 焼却を前提とするプラスチック製ごみ袋は、可能な限り再生材を多く配合したもの、バイオマス原料を多く含有したものを調達するようにしましょう。
- 再生プラスチックを使用したごみ袋は、エコマークを参考に調達しましょう。
- バイオマスプラスチックを使用したごみ袋は、エコマーク、バイオプラスチックマーク、バイオマスマークを参考として調達しましょう。ただし、バイオプラスチックマーク及びバイオマスマークは、原料配合率以外の基準への適合性については、確認が必要です。

参考

植物を原料とするプラスチックに関する認定制度について

エコマーク

エコマーク認定のごみ袋は以下の認定基準を満たしている。

【認定基準】

- フィルム製品は、全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が40%以上であること
- バイオマスプラスチックを使用する製品は、以下の要件を満たすこと(PE、PET、PLA および PTT が対象)。
 - a. バイオベース合成ポリマー含有率が25%以上
 - b. 植物原料の栽培から樹脂製造までのサプライチェーンを把握
 - c. バイオマスプラスチック原料樹脂 について、原料調達から廃棄・リサイクルまでの温室効果ガスの排出量(CO₂ 換算)が、従来の樹脂以下であることをLCAによって確認していること。
- プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。
- 再生ポリマーの配合率またはバイオベース合成ポリマー含有率を製品本体、製品の包装、カタログ、またはウェブサイトなどに表示



エコマーク商品類型
No.128

「日用品 Version1. 23」
分類 E. 清掃・収納用品、室内
装飾・芸術品

バイオマスプラスチックマーク(BP マーク)

バイオマスプラスチックとは、植物等の由来物質を、プラスチック構成成分として所定量以上含むバイオマスプラスチック製品である。日本バイオプラスチック協会(JBPA)では協会が定める基準に適合する製品を「バイオマスプラ」として認証し、シンボルマークの使用を許可するバイオマスプラ識別表示制度を運用している。

【基準の概要】

1. ポジティブリスト記載のバイオマスプラスチックを使用すること。
 2. 製品中のバイオマスプラスチック度が、25.0wt%以上であること。
 3. JBPA 指定の使用禁止物質を含まないこと。
- ※バイオマスプラスチック度: 原材料、製品に含まれるバイオマスプラスチック組成中のバイオマス由来成分の全体量に対する割合(重量%)であり、測定方法はISO16620に準拠する。
- ◆日本バイオプラスチック協会(JBPA) (バイオマスプラ入門)
<http://www.jpaweb.net/bp/>



*数値なしの場合、最低でも25.0wt%以上を意味する
*数値記載の場合、25、50、75、90の4段階で表示する

バイオスマーク

一般社団法人日本有機資源協会(JORA)では、植物等のバイオマスをも10%以上含む製品について、品質及び安全性を確認しバイオスマーク商品として認定している。認定製品は、プラスチック類をはじめとし印刷インキ、洗剤、繊維製品、バイオ燃料等多岐に渡り、協会では毎年認定品から任意に抽出した製品を炭素法(C14法)によって測定し、マークの信頼性を高めている。

【基準の概要】

1. バイオスマークの対象商品は、バイオマス(再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。ただし、生物が直接生産する貝殻等の無機性資源は含む。)を含む商品であること。
 2. 商品中のバイオマス度が10%以上であること。
- ◆一般社団法人日本有機資源協会(バイオスマーク)
<https://www.jora.jp/biomassmark/>



※数値は5刻みで表示する

2. 参考資料

1. 分野横断的事項

- (1) 省エネ法の特定機器とラベリング制度
- (2) 特定の化学物質の使用の制限
- (3) ノンフロン化の推進
- (4) バイオプラスチックについて
- (5) 合法木材の利用の推進

2. 他の環境施策・制度に関する情報

- (1) エコマーク
- (2) 国民運動 COOL CHOICE 【賢い選択】
- (3) プラスチック・スマート キャンペーン
- (4) カーボン・オフセット
- (5) カーボンフットプリント
- (6) エコリーフ環境ラベルプログラム
- (7) JIS マークと JNLA 試験証明書

1. 分野横断的事項

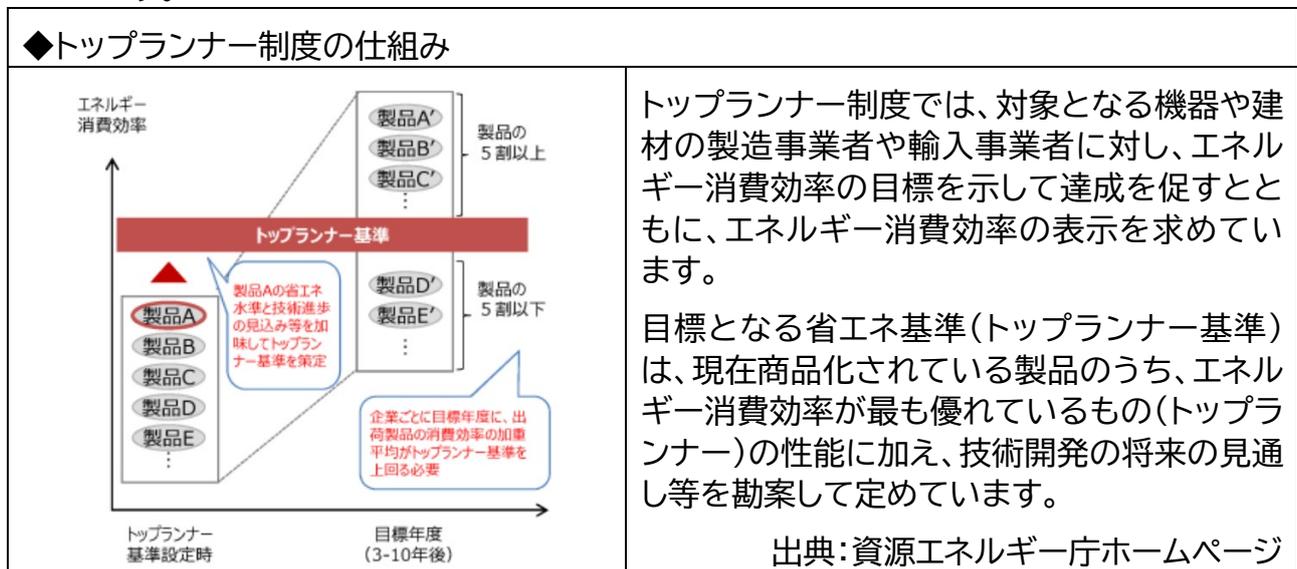
(1) 省エネ法の特定機器とラベリング制度

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)において、特にエネルギーを多く消費する機器を「特定機器」として定め、その製造又は輸入を行う事業者等にエネルギー消費効率の向上努力を求めています。

トップランナー基準、省エネラベリング制度、多段階評価制度に基づく統一省エネラベルの概要は下記のとおりです。

○トップランナー基準について

エネルギー多消費機器のうち、省エネ法で指定するもの(特定機器という)の省エネルギー基準を、各々の機器において基準設定時に商品化されている製品のうち、最も省エネ性能が優れている機器の性能以上に設定するものです。2022年1月末現在、32品目が対象となっています。



○省エネラベリング制度について

2000年8月にJISによって導入された制度で、家庭で使用される製品を中心に、省エネ法で定めた省エネ性能の向上を促すための「目標基準=トップランナー基準」を達成しているかどうかを、製造事業者等が「省エネラベル」に表示するものです。

○統一省エネラベルについて(多段階評価制度)

小売事業者が製品の省エネ情報を表示するため2006年10月から開始された制度で、製品個々の省エネ性能を表す省エネラベル、市販されている製品の中で相対的に位置づけた多段階評価(5つの★マーク)、年間の目安電気料金(又は目安燃料消費量)等を製品本体又はその近傍に表示するものです。多段階評価制度は、機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品ごとの省エネ性能の差が大きい家電製品について、省エネ基準達成率の分布状況に応じ、省エネ性能を5段階の★で表示する制度です。

なお、2020年11月より、照明器具・電気冷蔵庫・電気冷凍庫及び電気便座、2021年10月からテレビジョン受信機は、多段階評価点に応じた★(星マーク)の表示方法が変更されました(次頁「[多段階評価制度の変更について](#)」を参照)。

○多段階評価制度の変更について

令和2年11月から多段階評価制度が見直された照明器具、電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気便座に加えて、テレビジョン受信機についても従前の1つ星から5つ星までの5段階の評価基準を1.0から5.0までの「0.1刻みの41段階の多段階評価点」で評価することとなりました。併せて、統一省エネラベルのデザインは、図1のとおり変更されました。さらに、製品のサイズやWebサイト等の限られたスペースでも省エネ情報をわかりやすく提供できるよう、多段階評価のみを表示する省エネラベルのミニラベル(図2)が新たに設けられています。



図1 電気冷蔵庫の統一省エネラベルの新旧イメージ



図2 ミニラベルのイメージ

[補足]

※多段階評価点に対応する星マークの表示は、「★★★★★」「★★★★☆」「★★★★」「★★★☆☆」「★★★」「★★☆」「★★」「★☆☆」「★」(☆は半分を白抜きとした星(以下「半星」という。))を表す)の9段階で区分する。小数点以下1桁が0~4の場合は整数部分の星の数の区分(例えば評価点が3.3の場合は「★★★」)とし、小数点以下1桁が5~9の場合は整数部分の星の数に半星を加えた区分(例えば評価点が2.7の場合は「★★☆」)となる。

※ミニラベルは製品サイズやインターネット取引など限られたスペースで統一省エネラベルの表示が困難な場合に使用するものとされている。

(2)特定の化学物質の使用の制限

グリーン購入法においては、主に電気・電子機器や家電製品について、特定の化学物質の使用を制限しています。特定の化学物質の含有率基準値は、RoHS 指令規制物質の許容値を適用していますが、国内では、この数値以下であることを示す J-Moss グリーンマークの制度があります。この制度は、2006 年 7 月から、資源有効利用促進法の省令により定められ、指定 7 品目には、「電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法(JIS C 0950、通称 J-Moss)」に従い、RoHS 指令規制物質の含有マークの表示とウェブサイトでの含有状況の表示が義務付けられています。

J-Moss と EU-RoHS の概要

	J-Moss	EU-RoHS
正式名称	電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 JIS C 0950	電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令
特定の化学物質	鉛及びその化合物・水銀及びその化合物・カドミウム及びその化合物・六価クロム化合物・ポリブロモビフェニル[PBB]・ポリブロモジフェニルエーテル[PBDE] ※JIS C 0950 で適用除外項目となっていたポリマー用途の decaBDE は、除外項目から取消。	
対象機器	パーソナルコンピュータ、ユニット形エアコンディショナ、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機	大型家電、小型家電、情報技術(IT)及び通信機器、消費者向け電子機器、照明機器、電動・電子工具(大規模品は除く)、玩具、レジャー・スポーツ機器、自動販売機
概要	特定の化学物質が含有率基準値を超えて含有されている場合に、含有マークの表示及びウェブサイトでの含有状況の表示を義務付けるもの	特定の化学物質の使用を禁止するもの。含有率基準値を超えている製品については、EU 圏内での販売が禁止されている

J-Moss に基づく含有マークの表示

	J-Moss グリーンマーク	特定の化学物質が含有率基準値以下の場合、対象 7 品目に限り機器の本体、包装箱、カタログ類に任意で表示できる
	J-Moss オレンジマーク	特定の化学物質が含有率基準値を超えて含有されている場合に、表示が義務付けられている

グリーン購入法において特定の化学物質の使用を制限している品目

コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、電子計算機(パソコン)、※磁気ディスク装置、ディスプレイ、※シュレッダー、デジタル印刷機、電子式卓上計算機、携帯電話、PHS、スマートフォン、電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電子レンジ、エアコンディショナー、※ガスヒートポンプ式冷暖房機、LED 照明器具、LED を使用した内照式表示灯、飲料自動販売機設置

※磁気ディスク装置、シュレッダー、ガスヒートポンプ式冷暖房機は配慮事項に規定

(3)ノンフロン化の推進

1.ノンフロン化に係る法制度

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」は 1989 年に発効され、特定フロン、ハロン、四塩化炭素などが 1996 年以降全廃、その他の代替フロン、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)なども順次全廃となり、その後も度重なる改正により規制強化が図られてきました。2016 年 10 月、ルワンダのキガリにて議定書が改正され、代替フロンについても、温室効果が高く地球温暖化に影響を与えることに鑑み、生産量・消費量の削減義務が課されることとなりました(キガリ改正。2019 年 1 月 1 日発行)。その国内担保措置として、オゾン層保護法が改正され、特定フロンについての製造・輸入の規制措置と同一の枠組みで代替フロンの製造及び輸入を規制する等の措置を講ずることとされました。この法では、国全体での代替フロン削減に寄与する画期的に温室効果の低い冷媒の製造等に対し、インセンティブを付与するなど、グリーン冷媒技術を世界に先駆けて開発し、その成果を他国に波及させていくことにより、世界全体のフロン対策に貢献することとされています。

グリーン購入法においては、原則として冷媒や断熱材発泡剤にオゾン層破壊物質及び代替フロンを使用しないことを判断の基準として定め、ノンフロン化を進めています。

グリーン購入法においてフロンに係る判断の基準を定めている品目と代替物質の例

特定調達品目	対象	従来物質	ノンフロン又は低 GWP の物質例	備考
ダストブロワー	封入ガス	HFC(R134a) (GWP=1430) HFC(R152a) (GWP=124)	DME(GWP<1) CO ₂ (GWP=1) HFO1234ze(GWP<1)	DME、CO ₂ 、HC、HFOの混合ガスもある DME は燃焼性有
電気冷蔵庫	冷媒	HFC(R134a) (GWP=1430)	HC (GWP=3~4)	HC(炭化水素)イソブタンへほぼ転換済み
エアコンディショナー(家庭用)	冷媒	HFC(R410A) (GWP=2090)	HFC(R32)(GWP=675)	HFC32 への転換が進んでいる
エアコンディショナー(業務用)	冷媒	HFC(R410A) (GWP=2090)	HFC(R32) (GWP=675)	家庭用に比べ充填量が多いため、一定の用途制限が必要
ヒートポンプ式電気給湯器	冷媒	HFC(R410A) (GWP=2090)	CO ₂ (GWP=1)	エコキュートは CO ₂ 冷媒
自動車	カーエアコン(配慮事項)	HFC(R134a) (GWP=1430)	HFO-1234yf(GWP<1)	欧州では GWP150 以下に規制されている
マットレス	発泡剤	HFC-245fa (GWP=1030)	CO ₂ (GWP=1)	現場発泡に置き換わっている
断熱材(公共工事)	断熱材	HFC(R134a) (GWP=1430) HFC(R245fa) (GWP=1030)	CO ₂ (GWP=1) HC(GWP=3~4) HFO-1233zd(GWP<1)	HFO 系の新物質はコスト高が課題
加煙試験	発煙体	HFC(R134a) (GWP=1430)	HFO1234ze(GWP<1)	急速な転換が期待
飲料自動販売機設置	冷媒・断熱材発泡剤	HFC(R134a) (GWP=1430)	HFO-1234yf(GWP<1)	缶・ボトル用自販機はほぼ転換済み

注1 GWP 値は基本的に IPCC 第 4 次報告書の値を採用。HFO 系物質については、第 5 次の値を採用している。

注2 ガスヒートポンプ式冷暖房機は、オゾン層破壊物質の不使用が判断の基準として設定されている。

注3 庁舎管理においては、熱源設備の維持管理にあたっての、フロンの漏えい防止に係る適切な措置が判断の基準として設定されている。

2. フロン排出抑制法への対応

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」を改正し、平成 25 年 6 月に制定された法律で、令和 27 年 4 月 1 日から施行されています。

令和 2 年 4 月 1 日には、機器廃棄の際の取組等を強化した改正法が施行されました。フロンの充填回収業者による回収率は、10 年以上 3 割程度に低迷し、直近で 4 割弱に留まっていることから、廃棄時にフロン類が確実に回収されるよう、ユーザー、解体工事業者、廃棄物・リサイクル業者等の関係者が相互に確認・連携し、廃棄時にフロン類が確実に回収されるよう改正を行ったものです。

特定フロンから代替フロンへの転換だけでなく、ノンフロン・低 GWP 化の推進や、既に使用されている特定フロン、代替フロンを確実に回収することによる排出抑制対策が重要です。

フロン排出抑制法の対象となる製品の区分及び GWP の基準は下表のとおりです。

製品区分及び GWP の基準値

製品の区分	従来の冷媒及び GWP	代替物質例	GWP の基準
家庭用エアコンディショナー (壁貫通等を除く)	HFC(R410A)(GWP=2090)	R32(GWP=675)	750
店舗・オフィス用エアコンディショナー(床置型等を除く)	HFC(R410A)(GWP=2090)	R322(GWP=675)	750
自動車用エアコンディショナー (乗用自動車に掲載されるものに限る)	HFC(R134a)(GWP=1430)	HFO-1234yf (GWP<1)	150
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット(圧縮機の定格出力が 1.5kW 以下のもの等を除く)	HFC(R404A)(GWP=3920) HFC(R410A)(GWP=2090) HFC(R407C)(GWP=1774)	CO ₂ (GWP=1)	1500
中央方式冷凍冷蔵機器(5 万 m ³ 以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る)	HFC(R404A)(GWP=3920)	アンモニア (GWP<10)	100
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材(現場発泡用のうち住宅建材用に限る)	HFC-245fa(GWP=1030) HFC-365mfc(GWP=795)	CO ₂ (GWP=1) HC(GWP=3~4) HFO-1233zd (GWP<1)	100
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器(不燃性を要する用途のものを除く)	HFC-134a(GWP=1430) HFC-152a(GWP=124)	CO ₂ (GWP=1) DME(GWP=1)	10
飲料自動販売機	HFC(R134a)(GWP=1430)	HFO-1234yf (GWP<1)	10

(4) バイオプラスチックについて

○バイオプラスチックとは

バイオプラスチックは、大きくバイオマスプラスチックと生分解性プラスチックに分類され、環境負荷削減効果等の価値により、プラスチックをとりまく諸問題の解決策の一つとして期待されています。

バイオマスプラスチックは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材であり、主に、温室効果ガスの排出抑制、枯渇性資源の使用削減の観点から(持続可能な原料を使用し、ライフサイクル全体での温室効果ガスの排出抑制効果が確認されている場合)その利用が推奨されており、生分解性プラスチックは、主に廃棄物処理の合理化、海洋プラスチックごみの削減(分解環境に応じた適正な生分解性プラスチックを用いた場合)の観点から、合理的であると考えられる用途において、その利用が推奨されています。

バイオマスプラスチックとしては、バイオ PET、バイオ PE、PLA(ポリ乳酸)などが実用化されていますが、近年は、新たな素材の開発とともに、それら素材の様々な製品への適用が進展している状況にあります。

ただし、バイオマスプラスチックの中には、ライフサイクル全体で考えると環境負荷を増加させる可能性があるものも存在するため、使用の際には第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されているものを選択することが求められます。

なお、従前、グリーン購入法ではバイオマスプラスチックを植物を原料とするプラスチックと標記していましたが、バイオプラスチック導入ロードマップとの整合を図り、令和 4 年 2 月の基本方針から「バイオマスプラスチック」へ用語を統一しました。

バイオプラスチックの定義

プラスチックの種類	定義
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材
生分解性プラスチック	プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つ。原料として植物などの再生可能な有機資源、又は、化石資源を使用したもの
バイオプラスチック	バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称

資料:「バイオプラスチック導入ロードマップ」(令和 3 年 1 月)

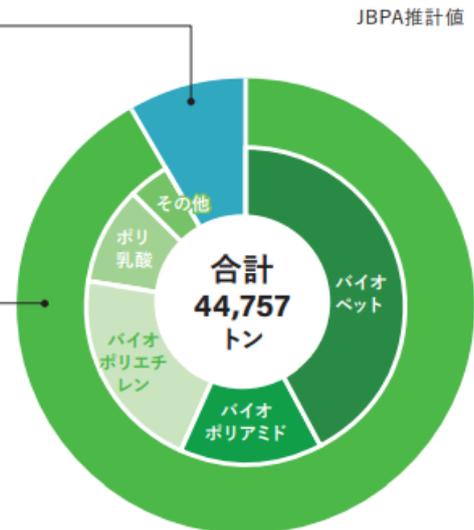
2 参考資料

生分解性プラスチック 3,700ト

- ポリブチレンアジペートテレフタレート (PBAT)
- ポリブチレンサクシネート (PBS) (部分バイオマス由来のものを含む)
- 澱粉ポリエステル樹脂
- ポリヒドロキシアルカノエート (PHA系) (100%バイオマス由来)
- ポリエチレンテレフタレートサクシネート (PETS)
- その他

バイオマスプラスチック (非生分解性) 41,057ト

- バイオベット (バイオPET) 19,000ト
(部分バイオマス由来)
- バイオポリアミド (バイオPA) 6,500ト
(部分バイオマス由来のものを含む)
- バイオポリエチレン (バイオPE) 9,248ト
- ポリ乳酸 (PLA) 4,474ト
(生分解性機能も有するが、バイオマスプラスチック (非生分解性) としての用途が主流)
- その他 1,835ト
 - ・イソソルバイト系共重合ポリカーボネート (バイオPC) (部分バイオマス由来)
 - ・バイオポリウレタン樹脂 (バイオPU) (部分バイオマス由来)
 - ・ポリトリメチレンテレフタレート (バイオPTT) (部分バイオマス由来)
 - ・その他



資料:「バイオプラスチック導入ロードマップ」(令和3年1月)

○バイオベース合成ポリマー含有率について

バイオベース合成ポリマー含有率は、プラスチック重量又は繊維部分重量に占める、バイオマスプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合のことで、同一の原料で比較した場合、バイオベース合成ポリマー含有率が高いほど、焼却時における温室効果ガス排出量が削減されるという効果があります。

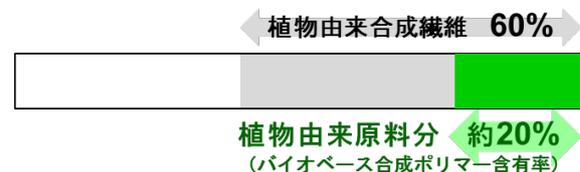
植物由来成分は、使用される植物由来プラスチックの種類により異なり、PLA や植物由来PEは基本的に100%が植物由来ですが、現在上市されている植物由来PETは、テレフタル酸とエチレングリコールを重縮合して作られるもので、エチレングリコール部分の約30%が植物由来となります。

種類によって異なるバイオベース合成ポリマー含有率

例1) PLA (ポリ乳酸)、植物由来PE (ポリエチレン)



例2) 植物由来PET (ポリエチレンテレフタレート)



○バイオベース合成ポリマー含有率の基準への適合確認について

同じ材料の場合、植物由来のものと化石資源由来のもの（例えば、化石資源由来の PET と植物由来の PET）は、分子量や物性に差がないため、外観などからその由来を区別することは困難ですが、 ^{14}C ※法を用いて植物由来成分の割合を測定することができます。

測定方法の規格は、2015 年 4 月に ISO16620 シリーズ (Plastic-Biobased content) として発行されています。

バイオマスプラスチックの含有率の計算方法の国際規格について

バイオベース合成ポリマー含有率は、ISO16620-2 又は ASTM D6866 に規定される ^{14}C 法によるバイオベース炭素含有率の値及び成分組成を用い、ISO16620-3 に規定される方法により算出

規格番号	規格タイトル	原文
ISO16620-1	パート 1 通則	Part 1: General principles
ISO16620-2	パート 2 バイオベース炭素含有率の求め方	Part 2: Determination of Biobased carbon content
ISO16620-3	パート 3 バイオベース合成ポリマー含有率の求め方	Part 3: Determination of Biobased synthetic polymer content

なお、 ^{14}C 法では、木質、ウール、綿等、動植物原料を直接的に使用している材料と、植物由来プラスチックを区別することができないため、それらの材料の複合製品については、最終製品の段階ではバイオベース合成ポリマー含有率の測定・分析が難しい場合があります。

しかし、原料樹脂の段階でバイオマスプラスチックのバイオベース合成ポリマー含有率を確認し、その結果およびその後の調達記録、生産記録等を根拠として基準への適合証明・確認を行うことが可能です。

※ ^{14}C 法: 自然の生物圏内において放射性同位体である炭素 14 (^{14}C) の存在比率が一定に保たれていることを利用し、動植物の化石などの年代測定を行う手法。この手法を応用することで、化石資源由来の炭素と、動植物由来の炭素の割合を求めることが可能。

(5) 合法木材の利用の推進

○クリーンウッド法とグリーン購入法について

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)」が平成28(2016)年5月20日に公布され、平成29(2017)年5月20日に施行されました。

グリーン購入法においては、平成18年4月より、木材及び木材を原料とする品目について、合法性・持続可能性が証明された木材に係る規定が導入されました。この規定の運用に当たって、平成18年2月に林野庁から「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(以下「合法性ガイドライン」という。)」が発行され、平成18年4月以降、国等の機関においては、木材及び木材を原料とする製品等は合法性ガイドラインに準拠し、合法性の証明が担保されていることを確認した上で調達を行っています。(合法性は判断の基準、持続可能性は配慮事項)

グリーン購入法基本方針では、クリーンウッド法の施行を受け、合法性の証明を必要とする物品等の取扱いについて、平成30年2月閣議決定で一部変更を行っています(クリーンウッド法の対象物品とグリーン購入法の特定調達品目の関係は、後述の「対象範囲」を参照)。また、クリーンウッド法の対象となる木材及び物品においては、これまでグリーン購入法基本方針において合法性証明の対象となっていなかった間伐材についても、合法性の確認が必要になります。

物品・役務の対象分野・品目における合法性及び間伐材であることの確認については、以下のとおりです。なお、公共工事の対象品目についても、物品・役務と同様な考え方となっています。

分野・品目	CW法	事業者区分	合法性確認	間伐材であることの確認
紙類	対象	木材関連事業者	クリーンウッド法に則し ^{注1} 、 合法性ガイドラインに準拠 ^{注2}	間伐材ガイドラインに準拠 ^{注3}
		上記以外	合法性ガイドラインに準拠	間伐材ガイドラインに準拠
オフィス家具等、 ベッド	対象	木材関連事業者	クリーンウッド法に則し、 合法性ガイドラインに準拠	間伐材であることの確認は必要 ^{注4}
		上記以外	合法性ガイドラインに準拠	間伐材であることの確認は必要
	対象外	—	合法性ガイドラインに準拠	間伐材であることの確認は必要

注1 第一種木材関連事業者はクリーンウッド法に則して合法性の確認を実施(国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(デューデリジェンス)の実施が必要)。第二種木材関連事業者はクリーンウッド法に則して合法性の確認に係る書類の確認を実施。

注2 合法性、持続可能性の確認は従前のとおり、合法性ガイドラインに準拠して実施。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度の活用も可能。

注3 間伐材ガイドラインとは、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン」を指す。紙の原料となる間伐材の確認は、従前のとおり間伐材ガイドラインに準拠して実施。

注4 従前より判断の基準に「間伐材であること」の条件があり、間伐材であることの確認が必要。間伐材であることの確認に当たっては、間伐材ガイドライン等が参考となる。

クリーンウッド法における第一種木材関連事業者が行う合法性の確認方法

樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対して、下記の書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)を提出させ、法令等情報、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引実績その他の必要な情報を踏まえて、これらの書類の内容を確認する。なお、第一種木材関連事業者は、クリーンウッド法に則して合法性の確認を実施し、第二種木材関連事業者は、クリーンウッド法に則して合法性の確認に係る書類の確認を実施することになり、両者の合法性の確認方法は異なる。

▶ 種類及び原材料となっている樹木の樹種

- ▶ 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- ▶ 重量、面積、体積又は数量
- ▶ 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所

※上記に加え、丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

なお、第一種木材関連事業を行う者は、取り扱う木材等について、上記の確認では合法性が確認できない場合には、次の①、②の措置を実施することとしている。

- ① 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記で収集した書類以外のものを収集し、国が提供する情報等を踏まえ、当該情報の内容を確認すること。
- ② 合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと。

クリーンウッド法における合法性の確認方法（参考）

クリーンウッド法において合法性の確認を行うこととされる木材関連事業者は、合法性の確認に当たって、次に示す4つの方法を活用できることとされている。(1)～(3)の方法は、平成18年2月の合法性ガイドラインに規定される方法と同様となっており、従来の3つの方法に加え、木材関連事業者の追加的負担が可能な限り抑制されるよう、(4)の都道府県等による認証制度も活用できることとしている。

- (1)森林認証制度及びCoC認証制度を活用する方法
- (2)森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が証明する方法
- (3)個別企業等の独自の取組により証明する方法
- (4)都道府県等による森林や木材等の認証制度を活用する方法

定義等

● 木材関連事業

(1)第一種木材関連事業

(a)樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。)

(b)樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。)

(c)樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託又は再委託を受けた者(その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

(d)木材等の輸入を行う事業

(2)第二種木材関連事業

木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

対象範囲

クリーンウッド法第2条第1項において、対象となる「木材等」とは、「木材(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。)及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。」とされている。クリーンウッド法の対象物品のうち、グリーン購入法の特定調達品目となっている分野・品目は紙類、オフィス家具等の一部、ベッドの一部、小径丸太材、製材等、フローリングの一部、木質系セメント板である。なお、グリーン購入法の特定調達品目には、クリーンウッド法の対象物品の対象範囲が異なる品目もあることから、詳細については「クリーンウッドナビ」(後述の「詳細情報」)を参照されたい。

詳細情報

クリーンウッド法の詳しい情報については、林野庁ホームページ内「[クリーンウッド・ナビ](https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html)」をご確認ください。

また、環境省ホームページ内「[グリーン購入法.net](http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html)」にも、Q&A等を掲載していく予定です。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

2. 他の環境施策に関する情報

(1) エコマーク

エコマークは、様々な商品(製品およびサービス)の中で「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。このマークを活用して、消費者のみなさんが環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としています。

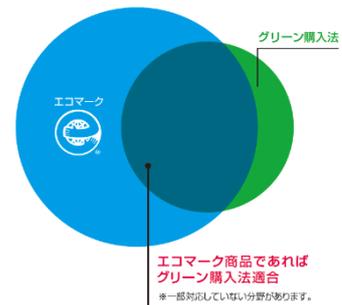


制度の概要

公益財団法人日本環境協会が実施するエコマーク事業は、国際標準化機構の規格 ISO14020(環境ラベルおよび宣言・一般原則)および ISO14024(環境ラベルおよび宣言・タイプ I 環境ラベル表示・原則および手続き)に則って運営されています。エコマークは第三者機関によってラベルの使用が認められる日本で唯一のタイプ I 環境ラベルです。幅広い商品・サービス分野を対象とし、2022年1月20日現在、認定商品数:45,932、うち認定施設数 3,970(企業数:1,355、ライセンス数:4,338)となっています。また、海外のタイプ I 環境ラベルを運営する機関と相互認証協定(MRA)を締結し、相互認証を推進しています。

エコマーク認定基準はグリーン購入法の判断の基準の上位互換

エコマークの認定基準はグリーン購入法の判断の基準より多面的な項目を策定しており、同等以上の基準となっています。このため、エコマークのついた製品・サービスがグリーン購入法の対象となっている場合は、グリーン購入法の基準を満たすこととなります。また、グリーン購入法の判断の基準の改定に応じて、随時基準の整合が図られており、最新の対応表「エコマーク基準とグリーン購入法 特定調達品目」や認定商品はウェブサイトで開催しています。



対応表 <https://www.ecomark.jp/guidance/government/green/>
認定商品検索 https://www.ecomark.jp/search/green_search.php

グリーン購入法の基本方針における引用

エコマークは第三者機関によって認定される信頼性の高いマークであり、グリーン購入法の判断の基準の上位互換であることから、一部の品目(文具類、カートリッジ等、制服・作業服等、清掃、プラスチック製ごみ袋)においてエコマーク認定商品であること(エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること)が判断の基準の選択肢のひとつとして記載されています。

エコマークを調達の際の参考にすることにより、容易にグリーン購入法の適合可否を判断できます。商品カタログなどの「エコマーク商品」アイコンを目印に購入することで、グリーン購入法適合が確認できます。

.....

【詳しい情報は下記を参照ください】

<https://www.ecomark.jp/>

(2)国民運動 COOL CHOICE【賢い選択】

「COOL CHOICE」は、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

我が国は2020年10月に2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2021年4月には、2030年度に2013年度比で46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明し、脱炭素社会の実現のための「ゼロカーボンアクション」の取組を呼び掛けています。



「ゼロカーボン・アクション 30」

2050年カーボンニュートラル宣言を受けて、2021年6月に取りまとめられた「地域脱炭素ロードマップ」では、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション」として整理しています。COOL CHOICEのサイトでは、「ゼロカーボン・アクション 30」の全体と個別アクションページが紹介されています。ゼロカーボン・アクション 30にできるところから取り組んでみましょう！



「COOL CHOICE」への賛同

COOL CHOICEの取組には、事業者、国民のどなたでも賛同でき、賛同すると、ロゴマークをダウンロードできます。マークの使用例としては、エコカー、省エネ住宅、省エネ家電などの「CO₂削減につながる製品」の広告や販促ツールに使用する、公共交通機関の駅や停留所、車体や車内などで、利用促進の告知ツールに使用する、エコドライブ、消灯、温度設定、節水などを呼びかける掲出物に使用するなどがあります。

.....

【詳しい情報は下記を参照ください】

◆環境省 COOL CHOICE <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>

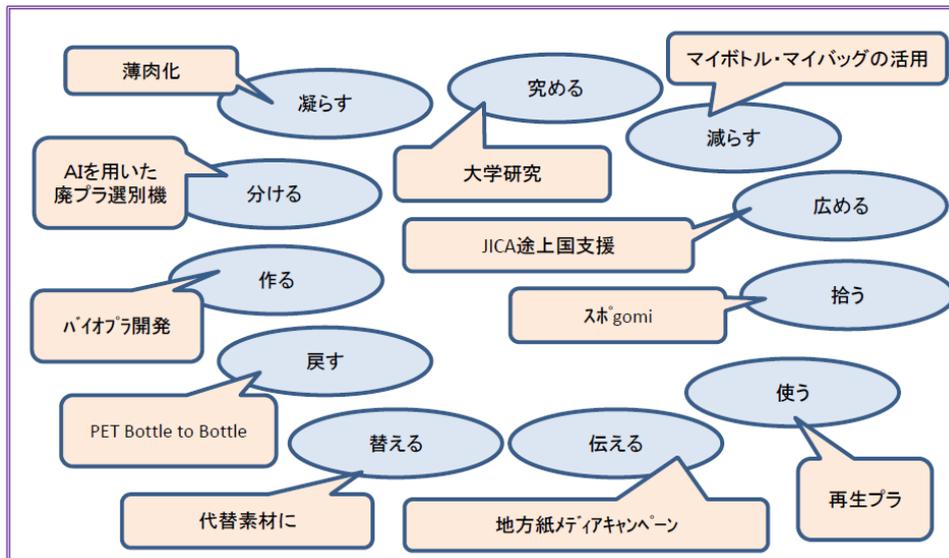
(3)プラスチック・スマートキャンペーン

世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは 2050 年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。こうした問題の解決に向けては、個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要です。

環境省では、そうした取組を応援し、さらに広げていくため、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、我が国の取組を国内外に発信していくキャンペーンを「プラスチック・スマート -for Sustainable Ocean-」と銘打って展開しています。



参加いただきたい活動



キャンペーンへの参加方法

【個人、消費者】

○取組やアイデアの写真・コメントを SNS (Instagram・facebook・Twitter 等) で「#プラスチックスマート」とタグをつけて投稿



【自治体、NGO、企業など】

○キャンペーンサイト (<http://plastics-smart.env.go.jp/>) にアクセスし、取組を登録

○共通ロゴマークをダウンロード→ニュースリリース・商品カタログ・名刺などにロゴを付けて PR

.....

【詳しい情報は下記を参照ください】

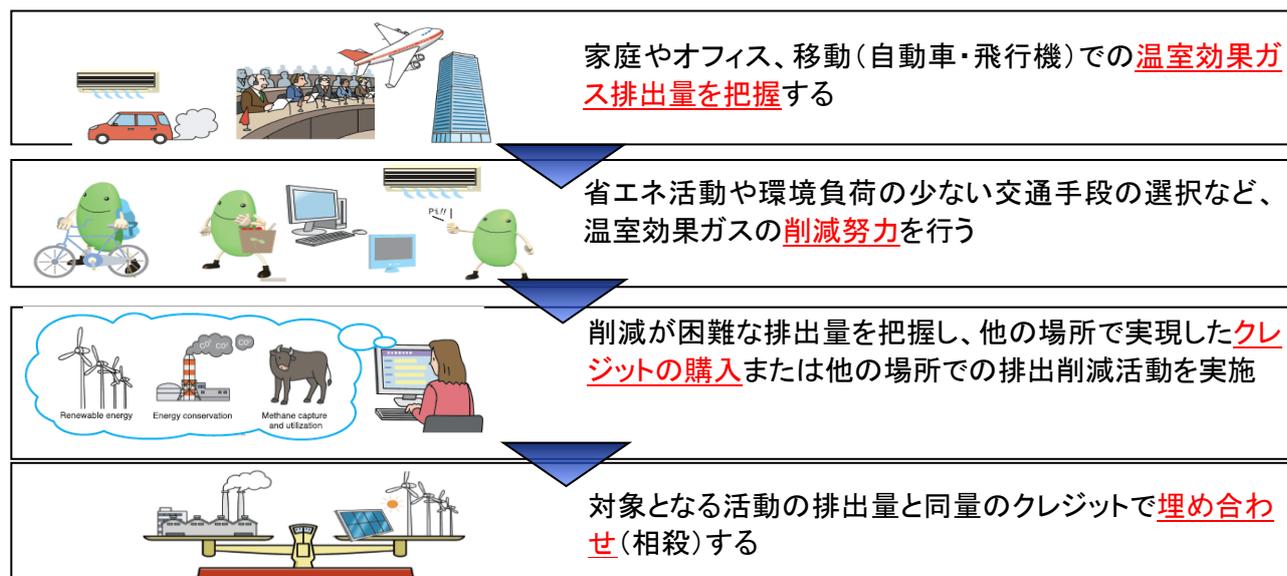
◆環境省 プラスチックスマート HP

<http://plastics-smart.env.go.jp/>

(4)カーボン・オフセット

カーボン・オフセットとは？

- ① 市民、企業等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、
- ② 主体的にこれを削減す努力を行うとともに、
- ③ 削減が困難な部分の排出量を把握し、
- ④ 他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(クレジット)の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部又は一部を埋め合わせる



カーボン・オフセットの目的・効果

- ・ 市民・企業等による主体的な温室効果ガス排出削減活動の促進ができる。
- ・ 温室効果ガスの排出がコストであるという認識を経済社会に組み込み、ライフスタイルや事業活動の低炭素型へのシフトが期待できる。
- ・ 国内外の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトへの資金調達につながる。
- ・ 地域における投資促進・雇用確保等による地域活性化へ貢献できる

J-クレジット制度

J-クレジット制度とは温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。本制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット(J-VER)制度が発展的に統合した制度で、国により運営されています。本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。

.....

【詳しい情報は下記を参照ください】

◆環境省 カーボン・オフセットHP

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

(5)カーボンフットプリント

カーボンフットプリントとは？
 商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を CO₂ 量に換算して、当該商品・サービス等の単位で分かりやすく表示する仕組み



カーボンフットプリント算定の目的

消費者は、ライフサイクル全体の CO₂ 排出を自覚することで CO₂ 排出削減へ一歩前進し、最終的には CO₂ 排出量も考慮した製品等の購入につながる

事業者は、CO₂ 排出量の削減ポイントを把握することで一層の CO₂ 排出削減が可能となり、より低い CFP 表示に向けた自らの削減努力を促す効果も期待



カーボンフットプリントの仕組み

- 商品・サービスごとに商品種別算定基準(PCR:Product Category Rule)が設定されており、算定条件(算定範囲、カットオフ基準、配分の考え方、シナリオ設定等)が定められている。
- 事業者等は、商品種別算定基準に基づいて算出された CO₂ 排出量を表示したカーボンフットプリントマークを製品に表示。

 <p>カーボンフットプリントマーク</p>	<p>グリーン購入法特定調達品目のうち、印刷用紙、文具類、オフィス家具等、画像機器、タイヤ、カーペット、印刷等では PCR が定められており、カーボンフットプリントが表示されている製品が市場に流通しています。</p>
---	--

.....
 【詳しい情報は下記を参照ください】

◆カーボンフットプリントHP <http://www.cfp-japan.jp>

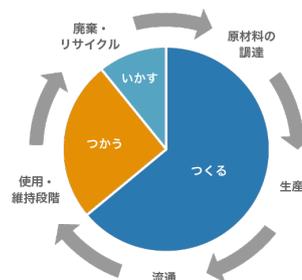
(6) エコリーフ環境ラベルプログラム

エコリーフ環境ラベルプログラムとは？

多様な環境領域を評価する「エコリーフ」と気候変動のみの開示を行う「カーボンフットプリント」を統合し、データ収集から宣言の登録公開までのプロセスを共通化し、どちらの宣言にも対応できるよう、2019年10月から運用されている制度。

プログラムの概要

信頼性・透明性を確保した算定方法に基づく製品のライフサイクル全体にわたる定量的環境情報を、LCA手法を用いて「見える化」された情報に基づき、提供者(事業者)と利用者(消費者等)との間でその削減努力のための相互理解、コミュニケーションを促進します。これら2つの手段をもとに事業者においては、さらなる削減行動を実施し、社会的責任を果たすこと、消費者においては、自らの生活スタイルの変革を行い、これを通じて環境負荷の低減を図ることを目的としています。



プログラムの基本構造

本プログラムには、①製品種別の算定と宣言の基本ルールである製品カテゴリールール(CPR:Product Category Rule)の策定・認定・公開②個別の製品に対する算定結果および宣言の検証(個別検証とシステム認証)③宣言の登録公開の基本構造が設けられ、各構造には基準あるいは手順等が規定され運営されています。宣言には複数の環境側面を対象としたタイプ III 環境宣言(EPD)を行うエコリーフと、地球温暖化負荷のみを対象とし CFP 宣言を行うカーボンフットプリント(Carbon Footprint of Products)の2種類があり、事業者がいずれかを選択します。

宣言の種類	エコリーフ	CFP(Carbon Footprint of Products)
ラベル		
対象影響領域	複数(3つ以上を開示) 例・気候変動・酸性化 ・富栄養化・資源消費 等	単一:気候変動のみ
準拠する国際規格	ISO 14025:2006 (環境ラベルおよび宣言-タイプIII環境宣言-原則および手順)	ISO/TS 14067:2013 (製品のカーボンフットプリント-算定およびコミュニケーションにかかる要求手法および指針-)
特徴	・気候変動情報を含め包括的に製品ライフサイクルを評価 ・海外におけるマルチクライテリア(複数影響領域)のニーズに対応	最も注目される地球温暖化へのインパクトに対応し、簡潔なコミュニケーションを重視

【詳しい情報は下記を参照ください】

◆エコリーフ環境ラベルプログラム <https://ecoleaf-label.jp/about/>

(7) JIS マークと JNLA 試験証明書

JIS マークとは

JIS マークは、産業標準化法第 30 条第 1 項等に基づき、国に登録された機関(登録認証機関)から認証を受けた事業者(認証事業者)だけが、認証を受けた鉱工業品等に対して表示することができるものです。JIS マークは、取引の単純化、品質の向上ほか、鉱工業品等の互換性、安全・安心の確保及び公共調達等に大きく寄与しています。

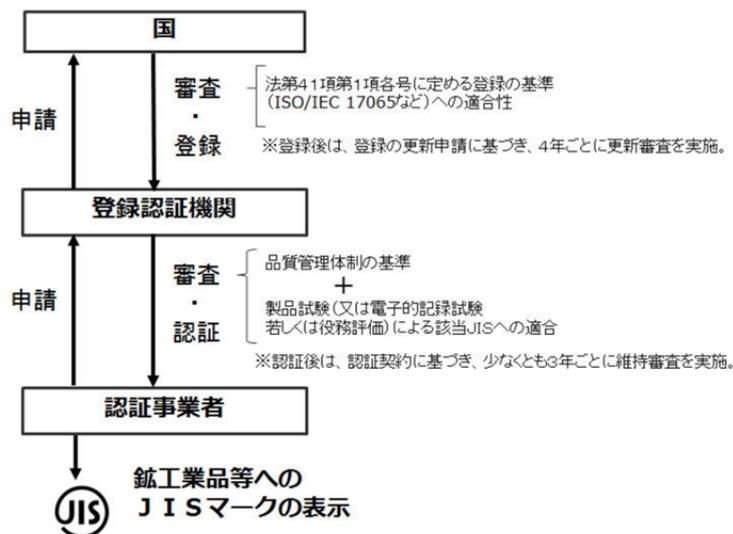
JIS 法の改正(日本産業規格への変更)

令和元年 5 月 30 日に、標準化の対象にデータ、サービス、経営管理等を追加し、「工業標準化法」は「産業標準化法」に、「日本工業規格(JIS)」は「日本産業規格(JIS)」に変わりました(施行:令和元年 7 月 1 日)。第 4 次産業革命の中で、自動走行、スマートマニュファクチャリングなど業種を越えた国際標準化が進みつつあり、標準化の対象やプロセス等の様々な変化に対応するため、①データ、サービス等への標準化の対象拡大、②JIS の制定等の迅速化、③JIS マークによる企業間取引の信頼性確保、④官民の国際標準化活動の促進を図る改正を行ったものです。

なお、英語表記は、Japanese Industrial Standards のままで変更ありません。

JIS マーク表示制度の概要

国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から該当 JIS への適合性に関する審査の結果、認証を受けることによって、JIS マークを表示することができます。審査は、登録認証機関が、品質管理体制の基準適合性及び製品試験(又は電磁的記録試験若しくは役務評価)により該当 JIS への適合性評価を行い、これらの基準に全て適合していることが確認されると認証されます。



国は、登録認証機関に対して、4 年ごとの更新審査に加え、必要に応じて、立入検査等を行うこととしています。認証事業者に対しては、登録認証機関が、少なくとも 3 年ごとに定期的な審査を行うとともに、必要に応じて臨時の審査を行うこととしています。

JIS 検索

JIS 規格は、日本産業標準調査会のホームページで、JIS 規格番号や名称、キーワード等から検索することができます。JIS 検索サイトからは、JIS の閲覧は可能ですが、印刷・購入はできません。

詳しくは、日本産業標準調査会 <http://www.jisc.go.jp/> を御覧ください。

JNLA 制度とは？

JNLA 制度(産業標準化法試験事業者登録制度)は、日本産業標準化法に基づき、JIS の試験を実施する試験機関を対象として審査し、登録する制度です。

経済産業省から委任された(独)製品評価技術基盤機構が、国際規格を審査基準として、品質システム、試験能力、試験施設、機器など試験を実施する上で適切であるかどうかについて、審査しています。よって、JNLA 試験事業者は、JIS の試験を実施するにあたり、必要な技術能力を有していることを、第三者機関により評価・確認されています。

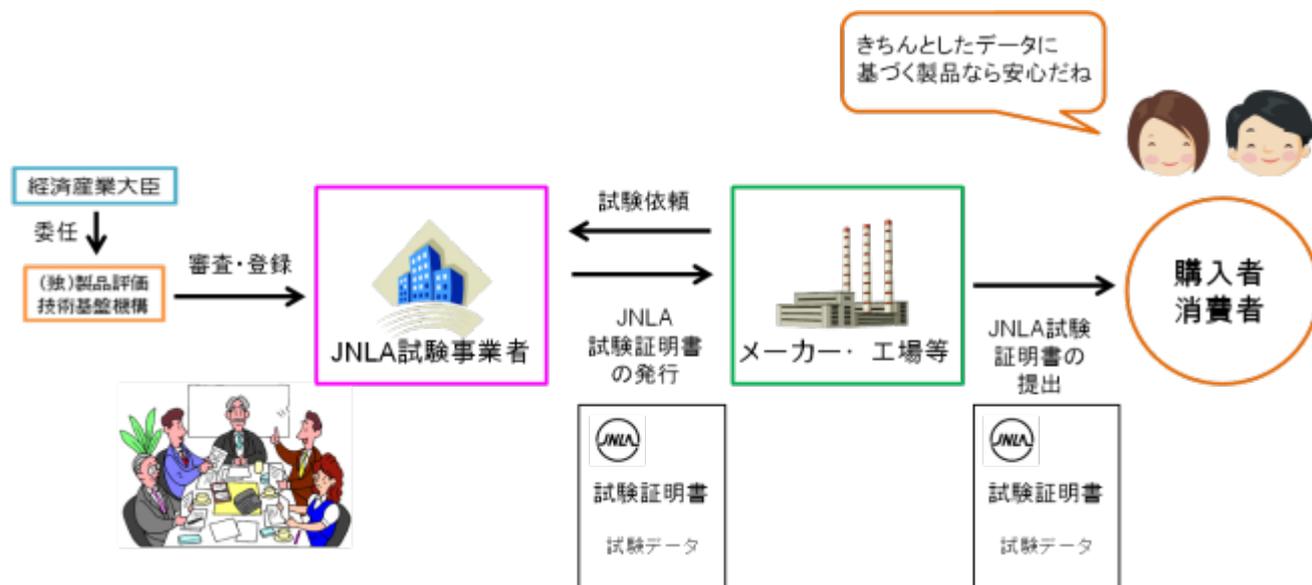
JNLA 試験証明書とは？

特定調達品目の判断の基準の中には、JIS で規定する試験方法を引用し、一定の数値をクリアすることを要件としているものがあります(例:一次電池の最小平均持続時間)。このような場合、判断の基準への適合性を「JNLA 試験証明書」により確認することができます。

JNLA 試験証明書とは、上記のとおり公正・公平で能力のある JNLA 試験事業者によって発行される JIS への適合性を示す試験証明書であるため、事業者による自己適合宣言、エコマーク等各種認証制度などに広く活用されています。



特定調達品目の調達に際し、事業者から JNLA 試験証明書の提出があった場合、その試験結果を信頼することができます。



詳しくは(独)製品評価技術基盤機構「JNLA のサイト」

<http://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/outline/index.html> を御覧ください。

環境省 大臣官房環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館 25 階

E-mail : gpl@env.go.jp

電話 : 03-3581-3351 (内線 6258)

ホームページ : <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

リサイクル適性 

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示

この印刷物は A ランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。